

## 第二編 第四章 経営技術課

### I 事業概要

経営技術課は次の職務分掌（鹿児島県行政組織規則）により事業を推進している。主として就農者の経営指導及び育成、農業技術改良や環境負荷低減農業の推進、植物防疫等を行っている。

#### 業務内容

- (1) 農業の経営及び技術指導の総合調整に関すること。
- (2) 農業改良普及事業に関すること。
- (3) 地域農業の振興に係る普及指導に関すること。
- (4) 農村女性、青年農業者等に係る普及指導に関すること。
- (5) 農業の担い手の確保及び育成に関すること。
- (6) 農業経営基盤強化促進に関すること（農村振興課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 新規就農者の確保及び育成に関すること。
- (8) 農業開発総合センターに関すること。
- (9) 試験研究機関等との連絡調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 農業機械に関すること。
- (11) 農業技術情報及び農業気象に関すること。
- (12) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）の施行に関すること。
- (13) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）の施行に関すること。
- (14) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の施行に関すること。
- (15) 環境と調和した農業の推進に関すること。
- (16) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）の施行に関すること。
- (17) 病虫害防除所に関すること。

#### 1 推進体制（外部関係団体等を含む県全体としての事業推進）

##### (1) 市町村との連携

本課職員は 37 人であるが、各地域振興局及び支庁の普及職員や農業開発総合センター（農業大学校含む）の広範囲にわたる事務機構を統括しており、事務機構総人員 508 人で上記業務を担っている（人数は全て令和 5 年 4 月末現在）。

本課の業務は県単独事業に加え、国の補助金を市町村・農協等農業団体・就農者へつなぐ業務も多い。国の各種補助金については、就農者の直接窓口である市町村から、地域振興局を経由して県でとりまとめを行い、国に申請や実績報告を行っている（環境と調和した農業推進事業、担い手育成推進事業、農業次世代人材投資事業等）。

## (2) 出資(出捐)団体との連携

出資(出捐)団体は次の2団体である。

団体名	所在地	代表者名	設立年月	事業目的	出資総額 (千円)	うち県出資 (出捐)額 (千円)	県出資 割合
(公社)鹿児島 県農業・農村 振興協会	県庁 11 階	県知事	H13.4	農業担い手の確 保・育成による県 農業振興への寄与	1,000,000	(出捐) 500,000	50%
鹿児島県農業 信用基金協会	鹿児島市鴨 池新町 15	中条秀二	S37.3		6,058,680	(出資) 14,970	0.25%

(公社)鹿児島県農業・農村振興協会(以下、「振興協会」という。)は、県が50%を出捐している公益法人であり、理事長は県知事かつ所在地は県庁内である。当法人は農業担い手確保及び育成を目的として、下記補助や委託を通じて県と連携している。(鹿児島県農業信用基金協会については、農業経済課参照。)

## 振興協会に対する令和4年度補助金及び委託契約

(単位:千円)

事業名	事業内容	補助金額	委託額
新規就農・就業総合支援事業 (新規就農者強化支援事業)	青年農業者等育成センターの活動支援	5,349	-
	かごしま農業経営・就農支援センターに係る就農サポート業務委託(R4新規事業)	-	1,400
農業次世代人材投資事業	農業次世代人材投資事業(準備型)等に係る就農状況等確認業務委託	-	3,048
新規就農・就業総合支援事業 (就農・就業を目指す人材育成事業)	農業に触れる体験ツアーの実施に関する業務委託	-	480

## (3) 農業協同組合等との連携

農業協同組合(農協)とは、農業者が、相互扶助を目的として、農業協同組合法(農協法)に基づき自主的に設立する協同組合である。県と農業協同組合とは、下記の調査業務委託や各種意見交換会、外郭団体運営、委員会<sup>1</sup>等を通じて県内農業の活性化に向けて連携を図っている。

令和3年3月に策定した「鹿児島県有機農業推進計画<sup>2</sup>」において、県は、農協や各種団体との連携・協力により有機農産物の生産拡大、同消費及び販路拡大、技術開発と普及促進等に努めるとしている。

経営技術課が所管する事業では、病害虫防除所等活動事業で各農協に病害虫発生調査を委託している。

## 農協に対する令和4年度補助金及び委託契約

(単位:千円)

事業名	事業内容	相手先	補助金額	委託額
病害虫防除所等活動事業	病害虫発生調査業務	JA 所お鹿児島 他農協 10 団体	-	11 団体計 1,192

<sup>1</sup> 鹿児島県農業環境協会(会長:県農政部長、副会長:県経済農業協同組合連合会常務理事及び県経営技術課長)  
鹿児島県スマート農業推進会議(事務局:県経営技術課、委員:県経済農業協同組合連合会代表理事他)

<sup>2</sup> 「鹿児島県有機農業推進計画」第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

<https://www.pref.kagoshima.jp/ag04/sangyo-rodo/nogyo/gizyutu/kankyo/youki/youki.html>

## Ⅱ 令和4年度当初予算の状況

【令和4年度経営技術課所管事業一覧】

(単位：千円)

項	区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
	農業費 農業総務費	職員給与関係費	3,863,546	4,031,732	△168,186
1	農業費 農業改良普及費	農業普及情報促進事業	3,976	3,976	0
2	〃	農業関係試験場情報機器整備事業	1,585	1,760	△175
3	〃	「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開事業	22,391	0	22,391
4	〃	農業改良普及運営事業	32,103	29,093	3,010
5	〃	普及活動事業	51,012	51,074	△62
6	〃	新産地育成普及活動事業	2,103	1,810	293
7	〃	廃 大規模畑かん営農展開推進事業	0	1,651	△1,651
8	〃	未来を拓け！女性農業者活躍応援事業	5,052	3,143	1,909
9	〃	新 「稼ぐ力」を引き出す大規模畑かん営農展開推進事業	1,287	0	1,287
10	〃	試験研究企画管理推進事業	2,028	1,729	299
11	〃	農業改良普及施設整備事業	13,100	14,266	△1,166
12	農業費 肥料対策費	肥料対策事業	570	558	12
13	〃	環境と調和した農業推進事業	138,430	162,859	△24,429
14	〃	新 みどりの食料システム戦略推進総合対策事業	47,968	0	47,968
15	農業費 植物防疫費	病害虫防除所等活動事業	5,964	5,855	109
16	〃	環境と調和した防除推進事業	10,794	8,587	2,207
17	〃	環境と調和した栽培技術確立事業	46,700	47,264	△564
18	〃	特殊病害虫対策事業	699,054	558,536	140,518
19	農業費 農業振興費	担い手育成推進事業	152,162	57,180	94,982
20	〃	人・農地プラン推進支援事業	8,568	8,689	△121
21	〃	農業人材確保対策事業	3,899	3,899	0
22	〃	廃 農業分野外国人技能実習制度適正推進事業	0	2,111	△2,111
23	〃	新 農業分野外国人材確保推進事業	2,031	0	2,031
24	〃	廃 農業開発総合センター茶園等整備事業	0	8,450	△8,450
25	〃	農福連携推進事業	1,849	4,383	△2,534
26	〃	廃 農業開発総合センタースマート農業試験研究施設整備事業	0	23,196	△23,196
27	〃	新規就農・就業総合支援事業	16,948	15,698	1,250
28	〃	農業次世代人材投資事業	862,344	803,885	58,459
29	〃	就農・就業を目指す人材確保事業	4,600	4,600	0
30	〃	廃 就農準備緊急支援事業	0	30,000	△30,000
31	〃	農業機械化推進指導事業	203	203	0
32	〃	農作業事故防止対策推進事業	235	235	0
33	農業費 農業開発総合センター費	農業開発総合センター施設整備事業	85,480	9,954	75,526
34	〃	県単独試験事業（農業開発総合センター）	31,305	33,127	△1,822
35	〃	農業開発総合センター運営事業	134,796	122,196	12,600
36	〃	公募型試験研究事業（農業開発総合センター）	170,365	159,152	11,213
37	〃	公募型試験研究情報収集・応募事業	120	120	0
38	〃	農業開発総合センター果樹部跡地管理事業	843	843	0
39	〃	農業開発総合センター花き部跡地管理事業	497	497	0
40	〃	農業開発総合センター大隅支場運営事業	14,961	14,751	210
41	〃	県単独試験事業（農業開発総合センター大隅	6,513	7,213	△700

項	区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
		支場)			
42	〃	農業開発総合センター熊毛支場運営事業	9,352	8,645	707
43	〃	県単独試験事業（農業開発総合センター熊毛支場）	1,420	1,031	389
44	〃	農業開発総合センター大島支場運営事業	4,080	3,245	835
45	〃	県単独試験事業（農業開発総合センター大島支場）	632	635	△3
46	〃	農業開発総合センター徳之島支場運営事業	4,314	3,241	1,073
47	〃	県単独試験事業（農業開発総合センター徳之島支場）	2,302	2,313	△11
48	農業費 農業大学校費	農業大学校管理部運営費	60,496	61,000	△504
49	〃	農業大学校畜産学部運営費	3,267	3,272	△5
50	〃	農業大学校農学部運営費	1,723	1,670	53
51	〃	農業大学校教育施設管理運営費	1,725	2,366	△641
52	〃	研修運営費（農業大学校）	24,655	23,787	868
53	〃	農業大学校非常勤職員用パソコン整備事業	99	99	0
54	〃	農業・農村研修事業	4,879	4,767	112
55	〃	農業大学校共通教育費	18,849	18,600	249
56	〃	農業大学校研究部門教育費	8,170	8,004	166
57	〃	農業大学校畜産学部教育費	5,489	4,983	506
58	〃	農業大学校農学部教育費	5,453	5,568	△115
59	〃	農大魅力アップ・情報発信事業	7,035	6,331	704
60	〃	農業大学校畜産学部農場費	57,960	54,968	2,992
61	〃	農業大学校農学部農場費	16,699	16,696	3
62	〃	研修農場費（農業大学校）	291	291	0
63	〃	農業大学校施設整備事業	71,886	41,378	30,508
	課計		6,756,158	6,507,165	248,993

※就農支援資金特別会計は除く

所管事業のうち、以下の事業を抽出し検討した。

事業 No.*	事業名
3	「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開事業
13	環境と調和した農業推進事業
14	みどりの食料システム戦略推進総合対策事業
18	特殊病害虫対策事業
19	担い手育成推進事業
28	農業次世代人材投資事業
35-37	農業開発総合センター費
48-63	農業大学校費
-	化学肥料低減化推進事業

\*【令和4年度経営技術課所管事業一覧】

注) 化学肥料低減化推進事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として補正予算で対応。予算額 178,848 千円 決算額 167,473 千円

### Ⅲ 抽出した事業の検討

#### 1 <No.3>「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開事業

##### ○事業目的

平成31年3月策定「鹿児島県スマート農業推進方針」<sup>3</sup>に基づき

- ・スマート農業の導入・普及を推進するため、指導員育成の充実による体制強化を図ること
- ・新技術を取り入れた営農体系の実践強化や収益性の評価等に取り組むこと
- ・将来的には、スマート・ビレッジの構築を目指すこと

##### ○事業内容

##### (1) 農業者の理解促進

スマート農業セミナーの開催

##### (2) 体制づくり

##### ア 普及職員の資質向上

イ データ活用産地づくり研修会の開催

##### ウ 地域特産品目対応の先端技術開発

##### (3) 実装に向けた取組展開

##### ア スマート・ビレッジを想定したモデル産地における実証

イ 県内各地における実証活動の支援

ウ ドローン操作技術習得の支援

##### ○事業予算及び財源

22,391 千円（国 10/10）

<sup>3</sup> 「鹿児島県スマート農業推進方針」 <https://www.pref.kagoshima.jp/ag05/smartnougyouusakutei.html>

(1) 本県が目指すスマート農業の将来像

- ・ 広大な畑地・水田を活用した大規模農業の実現
- ・ 超省力・高生産畜産経営の実現
- ・ 作物の能力を最大限に発揮する施設園芸の実現
- ・ 中山間地域等の条件不利地における持続的農業の実現
- ・ ベテラン農家の熟練技の「見える化」による技術継承の実現

(2) スマート農業の推進方策

- ・ 農業者等の理解促進
- ・ 推進に向けた体制作り
- ・ 実装に向けた取組の展開

### 〈スマート農業の推進〉

「スマート農業」とは、ロボット技術やAI、ICT等を活用して、超省力・高品質生産を可能とする新たな農業のことです。

スマート農業の推進は、本県農業が抱える労働力不足や、農業後継者への技術継承等の課題を解決するためにも有効な施策であることから、「鹿児島県スマート農業推進方針」(H31.3月策定)に基づき、農業者の理解促進や現地実証活動等を展開しています。

また、令和4年4月に県農業開発総合センター内に「スマート農業拠点施設」を整備し、本県に適したスマート農業の推進母体として稼働しています。



スマート農業拠点施設

出典：「かごしまの農業 2023」

#### ○事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

これらの事業内容のうち以下の業務を抽出し、関連書類を閲覧した。

《関連書類》補助金交付要綱、補助金申請書、交付決定通知、執行伺い、見積書、入札関連資料、委託契約書、実績報告書、請求書、支出命令票等

#### (2)ア 普及職員の資質向上

内容：普及指導員・農協営農指導員・市町村職員を対象に、ICT から得られるデータを農業者の経営改善指導に生かす手法の研修

委託先：A 委託金額：1,199 千円

契約形態：随意契約（企画コンペ方式）

#### (2)ウ 地域特産品目対応の先端技術開発

内容：ピーマン自動収穫ロボットの性能等について、県農業開発総合センターで検証

\*国のスマート農業実証プロジェクトでは、収穫増加が図られるなどの成果が得られている。本県におけるロボット収穫機の実装に向け、県農業開発総合センターで試験をし、導入に向けた知見の収集、課題整理などを行っている。

委託先：B 委託金額：1,100 千円

契約形態：随意契約

#### 【意見 4-1】業務委託積算と成果物の乖離について

本件業務委託契約にあたり、県が想定している業務内容を記した積算内訳(A)と成果物(B)に、以下の不整合と思われる点がみられた。なお、契約書にはマニュアル部数は明記されていない。

業務委託契約締結の際には、当該契約で何を求めているかを仕様書で明確に提示するとともに、検収時には成果物がこの契約で求めている成果と整合しているか留意されたい。

##### ①マニュアル作成部数

## A：積算内訳

マニュアル作成 257,800 円

内訳

項目	金額	内訳
人件費	200,000 円	
印刷製本費	50,000	@500×100 部（下線監査人。以下同様）
消耗品等	7,800	一式
	257,800 円	

## B：実績報告書

マニュアル提供部数 1 部

## (3)ア スマート・ビレッジを想定したモデル産地における実証

内容：スマート農業技術を導入した先進的モデル産地育成のため、関係機関・団体と連携して

- ・推進体制の整備
- ・将来の産地ビジョンの検討
- ・スマート農機一貫作業体系の確立に向けた実証活動
- ・データ駆動型農業の実践に向けた活動
- ・スマート農機を身近に活用できる体制づくり（シェアリング）を行う

委託先：曾於地域スマート農業推進協議会

契約方式：随意契約

（随契理由）スマート農業推進環境が整っていること（曾於地域のスマート農機の導入実績は県全体の 3 割、区画整理も進んでいる）

委託先協議会は県内で唯一スマート農業実証活動（畑作）実績あり

事業費：当初契約額 2,057 千円 変更後 1,918 千円

事業費変更理由は、事業遂行途中で旅費等が見積程かからないことが判明したため契約額を減額変更したことによる。当初予算ありきではなく、事業遂行状況に応じて不要分を減額している点は評価できる。

## (3)イ 県内各地における実証活動の支援

「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開事業補助金

## ① スマート農業の全国展開に向けた導入支援(国)

国の「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業実施要綱」に基づき実施

目的：スマート農業機械等の共同購入・共同利用・営農条件に合わせた機械のカスタマイズなどの取組等を支援することで、多様な営農条件下において、機械の稼働率向上と価格低減による低コストなスマート農業の全国的導入を推進し、農業の生産性向上を図る。



財源：国 10/10

補助率：農業支援サービス導入タイプ及び一括発注タイプ

1/2 以内(上限 1,000 万円)、2/3 以内(上限 1,500 万円)

共同利用タイプ 1/2 以内(上限 100 万円)

交付額：

事業主体名	補助金額（千円）	内容
C	38,060	茶中切り機 11 台導入
D	23,900	自走式大根収穫機 5 台導入
E	4,730	防除用ドローン 5 台導入
F	790	自走式いも類収穫機 1 台導入
合計	67,480	

補助金の目的外使用を防ぐため、職員が機械納入状況の現地確認を行い、現場写真を添付した調査書を作成している。

#### 【意見 4-2】動産総合保険加入の確認について

県「稼ぐ力」を引き出すスマート農業普及展開事業（スマート農業の全国展開に向けた導入支援）実施要領に「動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入すること。また、適切な盗難防止対策を確実に実施すること。」と定めている。

保険証券等（写し）の提出は本件補助金交付要綱及び実施要領に定められていないが、同書類の提出、又は、職員が現地納品確認の際に保険証券内容を確認することは、高額機器の滅失リスクを低減するために有用と考える。

#### ② スマート農業導入実証活動支援(県単)

目的：スマート農業を推進する地域協議会による現地実証活動について支援し、スマート農業の理解促進と普及を図る。

財源：国 10/10

補助金額：スマート農業技術の立証や現地検討会等の実施に要する経費。上限 1,500 千円

交付額：6 協議会 7,862 千円

本件補助金事業実施報告書では、「スマート農業機器を使って効果があった」という意見だけでなく、「効果がなかった」意見も付度なく記載されるとともに、現行と比べて利益確保が難しい原因や、どのようなケースであればスマート農機の活用余地があるか、スマート農機導入の際の具体的な留意点等も記録されていた。これらの検討結果は、県内他事業者へのロボット農機導入に際しても、貴重な情報と考える。

#### 【意見 4-3】現地実証活動記録の活用について

本件補助金実績記録は、単に当事者だけの検討結果ではなく、本県他事業者へのロボット機器導入に際しても活用できる情報と考える。補助金交付の裏付けとなる資料の役目だけでなく、本県のスマート農業普及のための情報財産として蓄積活用されたい。



## 2 <No.13> 環境と調和した農業推進事業

### ○事業目的

「環境と調和した農業の取組方針」に基づき、農業の本来有する自然循環機能を発揮させつつ、環境に配慮した生産活動、いわゆる環境と調和した農業について、有機農業の推進、化学肥料・農薬の使用低減、バイオマスの活用促進に向けた取り組み等を推進する

### ○事業計画、事業予算及び財源

#### ・事業内容

#### (1)環境保全型農業直接支援対策事業

#### (2)バイオマス利活用推進事業

#### (3)土づくり展開事業

#### ・事業予算及び財源

138,430 千円（国 105,842 千円 県 32,588 千円）

### ○事業進捗状況、事業実績と成果及び事業評価と今後の課題

これらの事業内容のうち、以下の抽出した業務につき関連書類を閲覧した。

《関連書類》補助金交付要綱、補助金申請書、交付決定通知、執行伺い、見積書、入札関連資料、委託契約書、実績報告書、請求書、支出命令書等

### (1)環境保全型農業直接支援対策事業

環境保全型農業直接支払交付金 KPI：温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性の保全

#### ① 環境保全型農業直接支払交付金(対農業者団体等)

### ○事業目的

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、より環境保全に効果の高い営農活動が地域でまとまりをもって取り組まれるよう普及推進を図っていくため、自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業を実施する農業者団体等に対する支援を行う

### ○財源

国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

### ○事業進捗状況

交付額 124,437 千円（うち県負担は 1/4 31,109 千円）

#### 営農活動支援

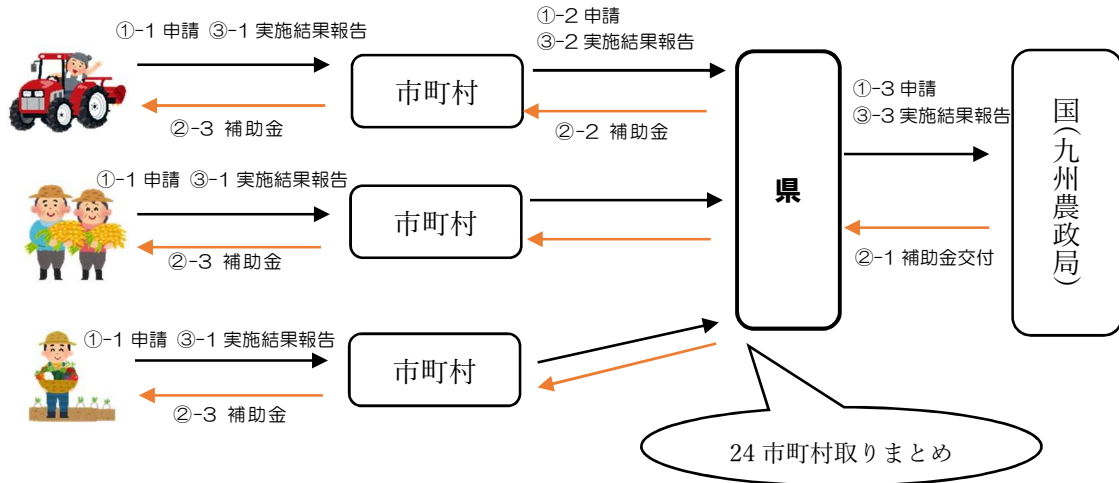
・有機農業の取組 850ha

・化学肥料等の 5 割以上低減と合わせたカバークロープや堆肥施用等を実施する取組 505ha

本件補助金は支援する営農活動ごとに支援単価が定められており、「化学肥料低減等の各取組面積×取組内容別に決められた補助金額」が県及び市町村を通じて農業者団体に支援される。

営農活動名	内容	支援単価 (円/10a)	うち県費 (支援単価の1/4)	
全国共通取組	カバークロープ	化学肥料等の5割低減+主作物のいずれかに緑肥等を作付け	6,000	1,500
	有機農業	そば等雑穀・飼料作物以外 (炭素貯留効果の高い有機農業は2,000円加算)	12,000	3,000
		そば等雑穀・飼料作物	3,000	750
	堆肥の施用	化学肥料等の5割低減+炭素貯留効果の高い堆肥を施用	4,400	1,100
	リビングマルチ	化学肥料等の5割低減+主作物の畝間に麦類や牧草等を作付け (うち小麦・大麦・イタリアンライグラスを使用)	(3,200)	(800)

農業者団体等との窓口は市町村であり、県は国と市町村との間で取りまとめを行っている。



【意見 4-4】農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の利用について

本件補助金は「環境保全型農業直接支払交付金実施要領」に基づき、補助金交付後、実施結果の報告が求められる(上図③)。実施結果報告の概要は、次のとおりである。

第一段階(③-1) 農業者団体等→市町村 営農活動実績報告書等

第二段階(③-2) 市町村→県 実施結果報告書(各市町村が管轄する交付先農業者団体の実施結果等取りまとめ表)

第三段階(③-3) 県→国 実施結果取りまとめ整理票(③-2の結果取りまとめ表)

それぞれエクセル様式が定められているが、補助対象事業が適正に行われている証明である③-1だけでなく、その取りまとめ表である③-2及び③-3にも上表の営農活動別実施面積や件数、交付額(国・県・市町村別)等、非常に詳細な記載が求められている。

県は市町村を取りまとめる立場にあるが、各市町村からバラバラに送られてきた③-2の各項目を転記して③-3を作成している。このため、取りまとめ及びチェック作業に時間を要している状況が見られた。

農林水産省では2020年より共通申請サービス(eMAFF<sup>4</sup>)を採用しており、本件実施要領においてもeMAFFによる申請が認められている。事務の効率化の観点より、eMAFFの積

<sup>4</sup> 農林水産省 HP <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emmaff.html>

「農林水産省は、所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス(通称:eMAFF)を整備し、令和5年3月時点で、3,000を超える手続のオンライン化が完了しております。」

極的利用を図られたい。eMAFF の効果を最大限に生かすには全市町村が eMAFF 利用者登録している必要があることから、各市町村への周知及び指導が望まれる<sup>5</sup>。

**② 環境保全型農業直接支払推進交付金(対県及び市町村)**

財源：国 10/10

交付額：935 千円

県、市町村による(1)①の事業推進等の活動に対する支援

---

<sup>5</sup> 鹿児島市では DX 推進計画の具体策のひとつに eMAFF の活用が挙げられている。

令和 5 年度第 1 回鹿児島市 DX 推進委員会 会議資料 3

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/ict/shise/johoka/johoka/documents/002kaigi-digi202308.pdf>

### 3 <No.14>みどりの食料システム戦略推進総合対策事業

#### ○事業目的

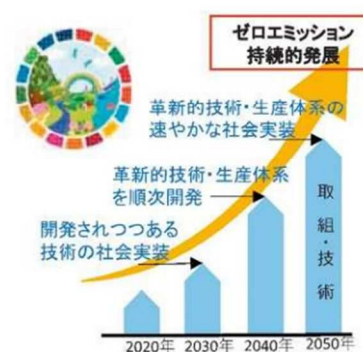
令和3年5月に国の「みどりの食料システム戦略」が策定され、令和4年には同戦略の実現を目指す法制度として「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号、以下「みどりの食料システム法」という。）が制定・施行された。当事業は、「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、県や市町村段階の体制を整備するとともに、有機農業の産地づくり、環境にやさしい栽培技術の取組を推進する目的で実施された。

#### みどりの食料システム戦略

我が国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、農林水産省は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定しました。

2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化の実現など14項目の目標を掲げ、その実現に向けて、調達から生産、加工・流通、消費までの各段階での課題の解決に向けた取組を進めることとしています。

令和4年7月にはみどりの食料システム法が施行され、本県においても、県内全市町村と共同して策定した基本計画に基づき、環境負荷低減事業活動の取組を推進することとしています。



出典：「かごしまの農業 2023」

#### ○事業の内容及び実施主体

##### (1) 県段階の取組

###### ① みどりの食料システム戦略の実現に向けた県基本計画の策定

みどりの食料システム戦略推進鹿児島連絡協議会を設置。構成員は県内の自治体（7 団体）、研究開発機関（1 団体）、農業団体（3 団体）、有機農業団体（2 団体）、卸売業者（3 団体）、小売業者（6 団体）、消費者団体（4 団体）及び関係機関（1 団体）の 27 団体

活動内容については、九州農政局 HP

[https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/kagoshima\\_phot21.html#r4](https://www.maff.go.jp/kyusyu/kagoshima/kagoshima_phot21.html#r4)

###### ② 有機農業に取り組む事業団体への支援

有機農産物の生産拡大に取り組む農業者団体が実施する、有機農業の取組面積の拡大や有機農産物の生産振興に向けた取組に対する経費を助成

###### ③ 消費者への理解促進

###### ④ 消費地での情報収集・販路拡大

###### ⑤ 有機 JAS 指導員の育成

## (2)市町村段階の取組

有機農業に取り組む市町村等における推進体制構築等を支援

## (3)グリーンな栽培体系への転換サポート

農業関係機関・団体に組織する協議会が実施する、環境に優しい栽培技術と省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換の取り組みに要する経費を助成

## ○財源

(1)②③④ 県 10/10 、それ以外：国 10/10

## ○事業の実施状況

(1)①令和5年3月に県と県内全市町村共同で「鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画県基本計画<sup>6</sup>」を策定した。この計画は、かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針に沿った施策別計画であり、本県及び各市町村の農林水産業や地球温暖化対策に関連する計画と相互に連携し、計画の推進を図るものである。計画期間は令和5年度～9年度の5年間である。

②2団体に支援(県交付金 787 千円)

③イベント来場者 11,000 人に有機農産物の普及啓発

⑤有機 JAS 指導員 19 名育成

(2)4市町の事業に支援(県交付金 31,517 千円(国負担。うち 24,200 千円は R3 繰越)

(3)4団体の5取組を支援(県交付金 9,556 千円(国負担))

本件事業について補助金関連資料等を閲覧した結果、指摘事項は発見されなかった。

なお、「鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画県基本計画」は令和9年度に向けての目標値が示されている。目標達成に向けて、令和4年度取組結果等をもとに本件事業補助金の周知や市町村等との連携が期待される。

<sup>6</sup> 鹿児島県 HP 「鹿児島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画県基本計画」全文  
[https://www.pref.kagoshima.jp/ag05/documents/102876\\_20230612161818-1.pdf](https://www.pref.kagoshima.jp/ag05/documents/102876_20230612161818-1.pdf)

#### 4 <No.18>特殊病害虫対策事業

##### ○事業目的

農作物に大きな被害を与えるアリモドキゾウムシやカンキツグリーニング病、ミカンコミバエ等の特殊病害虫のまん延防止と根絶に向けた取組を進めるとともに、万が一の侵入に備えた侵入警戒調査等を実施

##### ○財源

国 10/10 一部国 9/10 県 1/10

##### ○事業内容及び成果

###### (1)アリモドキゾウムシ根絶事業

寄主植物の除去や誘殺剤散布、不妊虫放飼などにより、喜界島に生息するアリモドキゾウムシの防除

###### (2)カンキツグリーニング病緊急対策事業

奄美群島の全市町村を対象に発生確認調査及び媒介昆虫の防除

###### (3)ウリミバエ等調査事業

ミバエ類やアフリカマイマイ等の調査に加え、甑島で確認されたミカンコミバエに対し、発生調査の強化及び誘殺板設置による防除

###### (4)プラムポックスウイルス侵入警戒調査事業

県内全域での侵入調査

(3)ウリミバエ等調査事業については、調査用トラップでミカンコミバエの発生が確認された甑島において、人の立ち入りが困難な山間部等の発生源を防除するため、有人ヘリコプターでの誘殺板散布が行われた。

これは国のマニュアルに基づく処理であり、財源は国 10/10 である。国及び薩摩川内市と連絡をとりながら進められた。

航空防除業務委託契約の概要は下記のとおり

委託先：G

契約方法：特殊業務であるため、一者随意契約方式を採用

金額：10,092 千円

業務内容：有人ヘリコプターによるミカンコミバエ防除用テックス板散布

本件委託業務関連書類を閲覧した結果、検出事項は発見されなかった。



## 5 &lt;No.19&gt;担い手育成推進事業

## ○事業目的

認定農業者や集落営農経営などの担い手の経営課題の解消に向けて経営相談体制を構築するとともに、各種研修会の開催や農業経営の改善に必要な農業用機械等の導入を支援することにより、担い手の確保と農業所得の向上を図る。

## ○KPI

農業の担い手確保数：10,000 経営体（令和7年度までの目標）

※本件事業単独ではなく、農林水産業の「稼ぐ力」の向上施策全体の目標値であり、「第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略（R2～9年度）<sup>7</sup>」（令和5年12月改訂）でも掲げている。

## ○事業内容及び財源

(1)担い手確保・育成支援事業 財源 国（一部県）

ア) 農業経営・就農支援センターの設置・運営

委託先：(公社)鹿児島県農業・農村振興協会

業務内容：就農相談への対応及び雇用就農者数調査の実施業務

契約方法：一者随意契約

委託料：1,400 千円

委託先：鹿児島県担い手・地域営農対策協議会(経営技術課内)

業務内容：農業経営相談コーディネーター設置業務

契約方法：一者随意契約

(随意契約理由 農業者の経営課題に精通・農業関係組織団体との連携ノウハウ・過去の実績)

委託料：3,297 千円

イ) 認定農業者・集落営農等の確保・育成

ウ) 企業等の農業参入促進

(2)中心経営体等施設整備事業 財源 国(一部県)

ア) 融資主体型補助事業

「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体<sup>8</sup>等の農業用機械等整備に係る融資残の一部助成

イ) 追加的信用供与補助事業

<sup>7</sup> 第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略（R2～9年度）の概要

[https://www.pref.kagoshima.jp/ac11/kensei/keikaku/chihousei/documents/49968\\_20231227113511-1.pdf](https://www.pref.kagoshima.jp/ac11/kensei/keikaku/chihousei/documents/49968_20231227113511-1.pdf)

<sup>8</sup> \*中心経営体

地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者をいう。「人・農地プラン」とは、農業者が話し合いに基づき、農地の集約化に重点を置いた、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿や農地を利用する者などを明確にした計画を、市町村より公表するものである。当プランは平成24年に開始されたが、その実効性を高めるべく、「人・農地プランの実質化」（地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートや話し合いを通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成）を図る取り組みが進められている。鹿児島県「人・農地プラン実質化に向けた取組の進捗状況（令和4年3月時点）」では、県下814地区のうち737地区が実質化を達成している（関連事業：No.20 人・農地プラン推進支援事業 令和4年度3,107千円）。

## (3)集落営農活性化プロジェクト促進事業 財源 国

集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや共同利用機械の導入などを支援

## ○主な事業実施状況

## (1)ア) 農業経営・就農支援センター相談対応

窓口相談	21 件
重点指導	18 件
専門家派遣	16 経営体に 20 回派遣
経営改善相談会・研修会	13 地区 16 回

## (2)中心経営体等施設整備事業

	市町村数	経営体数	補助金(千円)
ア)施設整備融資助成	9	10	48,883
イ)追加的信用供与	1	1	506
計	-	-	49,389

※追加的信用供与の市町村数、経営体数は施設整備の内数

## (3)集落営農活性化プロジェクト促進事業

	市町村数	組織数	補助金(千円)
共同利用機械	2	3	11,953
その他	2	2	2,270
計	-	-	14,223

## 【意見 4-5】農業経営・就農支援センター業務委託報告書の活用について

農業経営相談コーディネーター設置に係る業務委託先から提出された委託業務実績報告書は、業務委託契約仕様書の業務内容を満たしており、詳細に記述されていた。

実績報告書中、委託業務内容「農業者への経営支援状況の把握」の報告の一つとして、平成 30 年度専門家派遣支援先 43 件に対する支援 5 年目の経営状況アンケート調査が報告されている。本事業が一過性ではなく、将来にわたる農業担い手確保を目的とするならば、支援後の経営状況推移や認識する課題の変化等の情報は有益と考えられる。その他の報告事項においても、相談の背景等、支援者のニーズを把握するのに有用と思われる情報がみられた。

業務を委託する際には、事務遂行の外部委託だけではなく、業務委託結果から得られる情報も十分に活用し、県の施策に活用されたい。

## 6 &lt;No.28&gt; 農業次世代人材投資事業

## ○事業目的

農業従事者の高齢化に対応し、新規就農者の確保・育成が求められている。次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の経営確立に資する資金の交付を行うことにより、新規就農・就業者の確保・育成を図る。

## ○財源

国 10/10

## ○事業内容

## (1) 農業次世代人材投資事業…令和3年度までに新規採択された者が対象

## ア) 準備型 財源 国 事業主体 県

県立農業大学校等、県が認めた研修機関等で研修を受ける者に対し、年間最大150万円を交付。最長2年間

## イ) 経営開始型 財源 国 事業主体 市町村

原則49歳以下の独立・自営就農者について、年間最大150万円を市町村が交付。最長5年間

## ウ) 推進事業費 財源 国

上記ア)イ)の交付事務及び取りまとめ等事務費の補助

## (2) 新規就農者育成総合対策事業…令和4年度に新規採択された者が対象

## ア) 準備型(就農準備資金) 財源 国 事業主体 県

研修期間中の研修生に対して、125千円/月を最長2年間助成

## イ) 経営開始型(経営開始資金) 財源 国 事業主体 市町村

認定新規就農者の経営開始資金として、125千円/月を最長3年間助成

## ウ) 推進事業費 財源 国

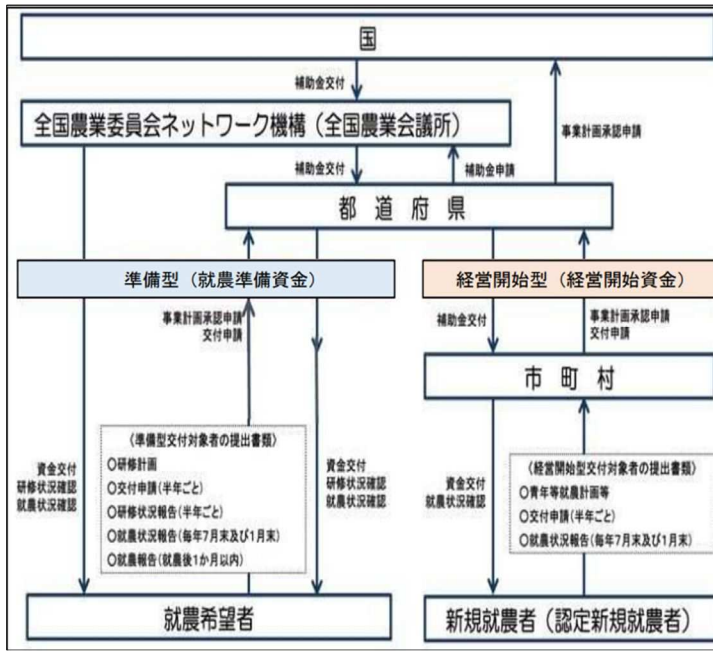
上記ア)イ)の交付事務及び取りまとめ等事務費の補助

国の本件補助金事務(地方農政局が承認する事業計画を除く)は(一社)全国農業会議所が担っており、県からの補助金申請や実績報告、県に対する交付決定や補助金振込事務は国に代わって農業会議所名義で行われる。

イ) 経営開始型(経営開始資金)の新規就農者窓口は市町村である。市町村が新規就農者の就農計画や就農状況を審査し、県はその取りまとめ等を行っている。なお、交付対象者に関するデータは、データベース<sup>9</sup>で一元管理される。

<sup>9</sup> 就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベース(農業次世代人材投資資金交付対象者データベース)

事業イメージ



出所：令和4年度農政部所管事業一覧

○事業実施状況

区分	交付人数 (うち R4 新規交付)	交付額(千円)	備考
ア) 準備型	71 人 (42 人)	91,875 (56,875)	
イ) 経営開始型	390 人 (82 人)	496,798 (93,375)	市町村に交付
合計	461 人	588,673	

注) 交付人数については、過年度継続交付者も含む

○過年度返還事務

補助金交付要綱によれば、研修機関での研修や交付期間の1.5倍(最低2年)の期間以上の就農等の要件を満たさない場合は受給した補助金の返還義務が生じることとなる。

令和4年度の返納は6件7,198千円であった。

上記事業につき関連書類を閲覧した結果、検出事項は発見されなかった。

## 7 &lt;No.35-37&gt; 農業開発総合センター

## 農業開発総合センター概要

所在地	南さつま市金峰町大野 2200
設置目的	本県農業の総合的な技術拠点として、農業技術の開発と担い手の育成を効率的・総合的に推進する
設置	平成 18 年
敷地面積	176ha(農業大学校含む)
職員数	職員数 115 会計年度任用職員数 64 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
所管業務	①試験研究 (品種改良等)、栽培技術の開発、土壌分析・診断等
	②普及指導員等への①に関する情報提供・指導等
	③病害虫の発生予測・対策、農薬や肥料試験 等

農業開発総合センター（以下、「農開センター」という。）は、本県農業の総合的拠点として平成 18 年に開設され、各地に点在していたバイオテクノロジー研究所、果樹部、花き部、茶業部、大隅支場農機研究室を段階的に移転集約している。

平成 15 年に開校した県立農業大学校が隣接しており、代表者は、農開センター所長兼県農業大学校長で、管理部は両施設の管理業務を担っている。



出所：農業開発総合センター要覧

農開センターの業務は、①試験研究部門②普及部門③病害虫防除所④農業大学校(8<No.48-63> 農業大学校 に記載)の四つの部門に分かれている。

## ①試験研究部門

「鹿児島県農業試験研究推進構想<sup>10</sup>」の試験研究の基本テーマである

- ・ 生産力・経営力を強化するための研究
- ・ スマート農業の実現に向けた次世代農業技術の開発
- ・ 県産農畜産物の高付加価値化による競争力強化を図るための研究
- ・ 持続可能な農業と地域資源の活用に対応した研究

に沿って研究に取り組んでいる。

<sup>10</sup> 「鹿児島県農業試験研究推進構想（平成 31 年 3 月）」

[https://www.pref.kagoshima.jp/ag05/documents/71013\\_20190329140554-1.pdf](https://www.pref.kagoshima.jp/ag05/documents/71013_20190329140554-1.pdf)

区分		R3	R4	主な研究項目(研究計画年度)及び R4 研究費
県単独 試験事業	課題 (件)	34	33	ピーマン自動収穫ロボットの適応性検討(R3-4)2,079 スマート茶業技術の開発(R2-6)1,612
	金額 (千円)	44,319	42,172	
公募型 試験研究 事業	課題 (件)	70	71	土地利用型スマート農業促進技術開発(R3-7)4,400 ツマジロクサヨトウ防除対策(R2-4)3,200 青果用かんしょ育苗移植体系確立 (H30-R4) 2,850 新下水汚泥肥料量産化技術の開発 (R2-4) 2,780 水稲の高温登熟耐性系統評価 (R4-6) 2,460
	金額 (千円)	111,831	111,449	

研究成果は「お役立ち情報～鹿児島県農業で活用いただきたい新品種・新技術」として冊子や WEB で定期的に発行している。

研究課題設定－研究実施－研究成果普及－評価のフロー、令和 4 年度の主な研究内容についてヒアリングを実施した。

### ②普及部門

県全域で展開される普及指導活動の総括的な企画調整や普及指導員の普及指導を行うとともに、重点プロジェクトであるスマート農業技術の導入やサツマイモ基腐病対策等について、研究部門等や地域振興局、農政部関係課等と連携して取り組んでいる。

### ③病虫害防除所

- ・病虫害発生予察の実施
- ・病虫害防除対策の推進
- ・農薬の適正使用の推進
- ・ミカンコミバエ種群やアリモドキゾウムシなど特殊病虫害の侵入警戒調査及び初動対応を主に行っている。

農開センター及び農業大学校に係る事業費の推移は下表のとおりである。

農開センター及び農業大学校事業費推移

(単位：千円)

区分	R2	R3	R4	備考
<b>農業開発総合センター費</b>	<b>198,431</b>	<b>205,371</b>	<b>224,666</b>	需用費増 72,804→74,671→87,732
農業大学校費	341,191	211,153	241,549	備品購入費変動 109,976→9,610→11,533 R2 茶業用高額備品購入
その他	72,979	57,945	91,579	R4 野菜機械庫建設 26,653
歳出計	612,601	474,469	557,794	

農業開発総合センター費内訳

(単位：千円)

区分	R2	R3	R4
人件費(報酬等)	66,254	72,403	78,131
需用費	72,804	74,671	87,732
委託料	36,642	41,710	36,584
備品購入費	4,762	1,648	6,609
その他	17,967	14,937	15,608
農業開発総合センター費計	198,431	205,371	224,666



委託料のうち、設備管理委託業務 29,370 千円について、関連資料を閲覧した。  
農開センター本場だけでも 64 名<sup>11</sup>の会計年度任用職員が在籍していることから、人件費の割合は大きい。

## ○公有財産

区分		面積(㎡、件)	金額(千円)	備考
行政財産	土地	1,832,250	5,407,126	農業大学校含む
	建物	44,485	8,165,649	
普通財産	土地	28,537	249	S2 取得旧試験場跡地。現在未利用・急傾斜地であり、今後の利用計画なし
	無体財産	38	577	農産物育成者権、特許権
計		—	13,573,601	

農開センター本場にある公有財産について現地視察及びヒアリングを実施した。

## ○重要物品(支場・農業大学校含む)

区分	数量	金額(千円)	備考
車両類	52	70,465	貨物車等
土木機械類	4	9,378	
農業機械類	129	389,859	
その他	224	1,027,097	茶業用備品 電子顕微鏡など研究用備品 等
動物類	3	3,101	
計	—	1,499,902	

重要物品原票から、令和 2 年度以降に購入のあった物品について全件現物確認を行った。  
以下に記載した内容のものを除いて、使用状況、管理状態は良好と認められた。  
下記のものとは現品が場外にあり、稼働実験中とのことであった。

重要物品番号	分類名	名称	用途等
NO. 22010057	農業機械類	VALIANT 茶摘採機	遠隔操作による茶畑での農作業機械
NO. 22010058	農業機械類	VALIANT 茶中切機	
農業機械メーカーとの共同で、茶畑での遠隔操作作業テストを継続中の機械。 試験農場が一般の製茶メーカーの茶畑を使用するため、志布志市有明町の農場で稼働中。			

<sup>11</sup> 令和 5 年 4 月 1 日現在 技術補助員 + 補助作業員

## (2) 公用車等の使用状況

公用車の使用伺簿、運転日誌を閲覧した。記載内容は適正と認められた。

重要物品番号	分類名	名称	用途等
NO. 19010142	車両類	小型四輪貨物自動車	茶葉運搬用冷蔵車
年間稼働日数 平成 31 年度 61 日 令和 2 年度 65 日、3 年度 58 日、4 年度 47 日			

年間の稼働日数が少ない車両があったため、理由を尋ねたところ、旧茶業試験場（知覧町）に現存する茶畑から収穫した茶葉を本場まで運搬するため、冷蔵機能を有する車両が必要であり、特殊車両に該当するため、一般車両に比し稼働日が少ないとのことであった。現物車両の確認を行った。

## ○薬品（毒劇物）

## ・毒劇物の管理保管状況

「農業開発総合センター毒劇物等管理要領」を入手し、実際の保管、管理状況を調査した。毒劇物の保管用キャビネットは常時施錠されており、「毒劇物等受払簿（手書き）」が備え付けられていた。鍵は毒劇物等取扱責任者の脇机（帰宅時には施錠する）に保管され、使用時に許可を得て持ち出す。「毒劇物等受払簿」は受払いの都度残量が記載され、使用者が押印する。毎月 1 回、この受払簿と未開封のものも含め、管理簿残高と実際の保有数量と現物照合を行う。

毒劇物の管理保管状況は、「農業開発総合センター毒劇物等管理要領」に従い適正になされていた。

## ○財産売払収入

## (1) 令和 4 年度の生産物実績（本場のみ）

生産物種類	数量 (Kg)	販売金額 (千円)	販売形態等
茶	3,839	5,098	市場販売・内部販売
米類	9,940	1,615	〃
柑橘類（大将季・璃の香）	1,839	1,012	〃
ブドウ	397	581	〃
花き（キク・ユリ・トルコギキョウ）	12,059 本	503	〃
サツマイモ	7,967	490	〃
マンゴー	124	259	〃
梨（凛夏・幸水・豊水）	625	260	〃
イチゴ	317	254	〃
パッションフルーツ	189	227	〃
その他	9,401	392	〃
合計	-	10,691	

## 主な販売先及び販売方法等

生産物	販売先	売価及び販売方法	代金回収等
米類	南さつま農協、農業関係法人等	市場価格	調定票作成、納入通知書を発行
野菜類	内部販売 ・センター内 ・南薩管内出先機関等	耕種毎の単価積算表による単価設定等	現金回収

## 販売単価設定についての説明

地元青果市場で販売可能なものは南さつま農協を通じ、市場へ提供され一般販売される。販売価格は他の生産者と同様市場価格となる。市場販売に適さないもので利用可能なものは内部販売されるが、農業開発総合センター内と、南薩管内出先機関等での販売に供される。内部販売の場合の単価は、生産部署において、①一般市場価格を参考に流通費用や加工費用等を加味して決定するもの、②生産コストを積算していわゆる原価計算に基づく積算表を作成しているものに大別される。これにより内部販売単価は客観性ある一定の基準に基づいて決定されており、市場価格との比較において、著しい乖離は認められなかった。

## (2) 実施した手続

農場から生産物収穫の都度、生産物処理票が起票される。生産物処理票には処理の履歴の欄に肥料・種子・加工・供試用・廃棄・売却となっている。通常、採種、実験用等で場内保管する以外は売却されるが、販売に適さないものは堆肥用または廃棄処分となる。抜き取りで生産数量と処分の内容を確認したが、記載内容は適正と認められた。販売する際は、外部（南さつま農協と一部農業生産関係法人等）と内部（センター内等）に分かれ、外来者等への一般販売は行っていない。内部販売の生産物販売単価は、農場担当者が市況等を参考に設定している。外部販売のものは一般の市場価格によっている。内部販売は現金による販売のみとし、売上金は原則、当日、銀行口座に収納されるが、銀行営業時間を超えた場合、一時的に場内金庫に保管される。現金（証券）出納簿の記載を確認した。外部販売はすべて調定票を起票した上で、納入通知書（納付書）を交付し、指定する銀行で納付処理することで収納される。貸倒れ、納入遅延等は生じていない。

## 8 &lt;No.48-63&gt; 農業大学校

## 農業大学校概要

所在地	日置市吹上町和田 1800（農開センター隣接）
設置目的	青少年、農業者及び農村地域の指導者等に対し、農業及び農村生活に関する高度な知識及び技術を修得させ、次代の農業及び農村を担う優れた農業者及び農村地域の指導者等を育成する
設置	平成 15 年度
定員	養成部門 115 名 研究部門 20 名 計 135 名
職員数	職員数 42 会計年度任用職員数 18（令和 5 年 4 月 1 日現在）

公立の農業大学校は、農業経営の担い手を養成する中核的な機関として、全国 42 道府県に設置されている。鹿児島県立農業大学校(以下、「農業大学校」という。)は、九州で最大規模の定員を有している。

農業大学校は学校教育法に基づく大学とは異なるが、卒業生は「専門士(農業専門課程)」の称号や 4 年生大学への編入資格を有し、高等教育就学支援制度や日本学生支援機構等の奨学金制度も

利用できる。加えて、国の就農準備資金の交付対象にもなる(No.28 農業次世代人材投資事業 参照)。

養成部門は 2 年間全寮制の環境下で、農業に必要な知識を習得し、様々な資格取得をサポートしてもらえる。

## ○学生の状況

少子化や新型コロナウイルス感染症によるオープンキャンパス等広報活動の制限等により、定員充足率は減少傾向にある。打開策として、高校訪問やオープンキャンパスの開催、インスタグラム等 SNS を通じた広報活動などに取り組んでいる。

令和 5 年度入学者の 6 割弱が農業高校出身であるが、非農業系高校卒業も 4 割を占める。このため、初心者にも対応できるカリキュラムが求められる。出身別では、県内高校出身が 8 割を占めている。

令和 4 年度卒業生の就農率は 52%と目標値 68%を下回っている。一方で進路確定率は 97.8%であり、大学校卒業生の進路が多様化(就農のほか、農業団体・農業関連企業・公務員・進学等)していることがうかがえる。



出所：鹿児島県立農業大学校 College Guide2023

## 養成部門定員充足率の推移

	定員	R5.4 在籍者数		定員充足率		
		1年生	2年生	R2	R3	R4
農学部	70	44	24	50%	73%	37%
畜産学部	45	34	36	100%	89%	87%
計	115	78	60	70%	79%	57%

農学部（野菜科・花き科・茶業科・果樹科）、畜産学部（肉用牛科・酪農科・養豚科）

## 卒業生就農率の推移

	目標	H30	R1	R2	R3	R4
就農率	95%	69%	62%	66%	72%	52%

## ○公有財産

区分		面積(㎡)	金額(千円)	備考
行政財産	土地	－	－	農開センターに含まれる
	建物	43,604	10,655,043	校舎、寮、作業所他
普通財産	建物	4,841	403,744	旧畜産学部(未利用)、旧茶業学部
計		－	11,058,787	

農業大学校にある公有財産について現地視察及びヒアリングを実施した。

## ○肥料

管理状況をヒアリングするとともに、1年以上未使用の肥料については、その理由と今後の利用可能性を質問した。

## ○学生経費

(単位：円)

	1年次	2年次
入学金	5,650	－
授業料	118,800	118,800
海外研修費	－	200,000
預り金	450,000	330,000
給食費（喫食実績に基づき業者に納入）	1,500 円/日	1,500 円/日

## 学生経費出納簿と預金通帳との照合

学生経費出納簿は学生からの経費負担金収入と経費支出額の内容を記帳したものである。

現状では年度末しか、預金通帳との照合を実施していないということであったため、往査日に依頼し、後日、照合結果を提出してもらったものである。

## 【報告を受けた照合結果】

学科等（出納簿名称）	最終取引日	残高金額(円)	照合結果等
①令和4年度 肉用牛科45期生学生経費	11月20日	3,751,592	R5.12.19 通帳と照合済 検印有
②令和5年度 酪農科45期生学生経費(2年)出納簿	11月16日	766,654	R5.12.19 05.11.16までの通帳残高と出納簿の差引残高が一致していることを確認 検印有
③令和4-5年度 養豚科45期生学生経費	12月8日	478,655	R5.12.19 通帳と照合済 検印有
④令和5-6年度 肉用牛科46期生学生経費	12月11日	3,913,566	〃
⑤令和5年度 酪農科46期生学生経費	12月13日	1,137,258	〃
⑥令和5～6年度 養豚科46期生学生経費	11月14日	503,733	〃
⑦令和5年度畜産研究科21期生学生経費	10月11日	508,785	〃
⑧令和5年度 野菜科45期生金銭出納帳	12月8日	3,284,725	R5.12.14 出納簿並びに預金出納帳その他証拠書類等を照合した結果、適正に処理されていたと認める。検印有
45期花き科 2年次の学生経費出納簿	11月27日	295,288	R5.12.19 領収書及び関係書類と相違ないことを証明します。検印有
茶業科45期 学習費預金通帳出納帳	12月13日	673,508	R5.12.22 領収書及び関係書類と相違ないことを証明します。検印有
果樹科 45期生 学生経費 明細	12月7日	1,178,004	R5.12.11 現在の出納簿並びに預金通帳、その他証拠書類等を照合した結果、適正に処理していたと認める。検印有
⑨野菜科46期生 1年次学生経費明細	12月11日	2,756,456	R5.12.22 領収書等と相違ないことを確認しました。検印有
46期花き科、1年次の学生経費出納簿	12月13日	625,301	R5.12.20 出納簿並びに預金通帳、その他証拠書類等を照合した結果適正に処理されていたと認める。検印有
茶業科46期 学習費預金通帳出納帳	12月11日	493,653	R5.12.19 12.18 現在の出納簿並びに預金通帳、その他証拠書類等を照合した結果、適正に処理されていたと認める。検印有
令和5年度果樹科46期生学生経費明細（1年次）	12月8日	657,696	R5.12.12 12.11 現在の出納簿並びに預金通帳、その他証拠書類等を照合した結果、適正に処理されていたと認める 検印有
⑩農業研究科20期生学生経費個人別明細	11月28日	172,552	R5.12.11 12.11 現在の出納簿並びに預金通帳、その他証拠書類等を照合した結果、適正に処理されていたと認める 検印有
農業研究科21期生学生経費個人別明細	7月18日	234,777	R5.12.11 12.11 現在の出納簿並びに預金通帳、その他証拠書類等を照合した結果、適正に処理されていたと認める 検印有

## 【意見 4-6】預金通帳との照合回数について

先に記載したが、学生経費出納簿と預金通帳との照合は年度末のみに実施されている状況である。学生からの預かり分であり、年1回の照合では、仮に不一致の場合にその原因調査に時間も要する場合も多い。制度として複数回を検討するのが適切と考える。

なお、上表のように出納簿の名称が統一されていないが、様式も含め、この機会に検討して同一様式による管理が望ましい。



## ○畜産学部

## 【学生数】

学 科	定員 (計 45)	在籍者数 (令和 5 年 4 月 1 日)	備 考
肉用牛科	25 名	1 年生 25 名 2 年生 23 名	修業年限 2 年
酪農科	10 名	6 名 10 名	
養豚科	10 名	3 名 3 名	
畜産研究科	10 名	1 年生 3 名	修業年限 2 年

## 【教育目標】

肉用牛科：将来の肉用牛経営を担う即戦力として活躍できる人材を育成する。

- ・子牛生産、肥育等の技術習得
- ・人工授精等に関する技術習得等

酪農科：酪農業界で即戦力として活躍できる人材を育てる。

- ・乳牛の飼養管理技術の習得
- ・人工授精等に関する技術習得等

養豚科：養豚業界で即戦力として活躍できる人材を育てる。

- ・飼料配合や生産技術の習得
- ・施設補修等に関する技術習得等

令和 4 年度は第 12 回全国和牛能力共進会が鹿児島県で開催され、今回から特別区として、高等学校及び農業大学校の部が新設された。県での予選があり、農業大学校畜産学部肉用牛学科からも 1 頭を出品したが、県代表となるには至らなかった。

なお、第 12 回全国和牛能力共進会では、県立曾於高等学校が全国首席を獲得した。

## 【進路状況】

令和 3 年度卒業者の就業状況

就農(自営)	農業法人	農業団体	公務員	企業等	進学	合計
9	24	2	1	0	3	39 名

1 年次からの進路希望調査等を行い、企業のインターンシップ先の紹介、また農業関連企業への就職希望の学生には、専門教科以外の一般常識トレーニングの実施など就農・就職活動へのバックアップも積極的に行っている。

## 【教育内容の特徴等】

本校農学部で共通して取得可能な資格等のほか、畜産学部固有の取得資格として、

- ・家畜人工授精師免許資格
- ・2 級認定牛削蹄師
- ・家畜商免許資格 等がある。

卒業時は「専門士（農業専門課程）」の称号。短大等と同等の就学履歴となり、4 年生大学への編入学資格取得等が可能である。

## 1. 現況

畜産学部で教育用として飼育されている畜種と飼育頭数は次のとおり。

監査日（令和5年10月24日）現在の農場業務日誌より

・肉用牛

哺乳牛	育成牛 (～9ヶ月)	未經産牛 (9ヶ月超)	経産牛	肥育牛	合計 (頭)
12	9	7	36	45	109

うち、重要物品に登録されている生産用経産牛2頭がいる。重要物品に登録されている家畜の現物確認については後述する。

・搾乳牛（ホルスタイン種・和種合計）

ホルスタイン種				和種	合計 (頭)
哺育牛	子牛	育成牛	搾乳牛	育成牛	
2	6	4	14	10	36

令和4年度末では重要物品に登録されていたが、令和5年9月14日で処分され、同日重要物品台帳から抹消されたホルスタイン種1頭がいた。監査実施日では上記には含まない。これについて売却されていたため、重要物品台帳からの除却手続き、財産売払い処理等の一連の証憑を確認した。詳細を後述する。

・豚

哺育豚	子豚	育成豚	種雌豚	種雄豚	肥育豚	合計(頭)
14	61	2	4	13	86	180

## 2. 重要物品実査

- (1) 畜産学部所在の重要物品について、令和2年度以降に登録された重要物品の全件を抽出し、現物と稼働状況を確認した。下記事項を除いて、重要物品の管理、稼働状況等は良好であった。

(業者預けとなっていた2基)

重要物品 NO	分類	品名	その他
NO. 20010279	その他	牛舎用細霧消毒装置	肉用牛科牛舎設置
NO. 20010280	その他	牛舎用細霧消毒装置	酪農科搾乳牛舎設置

これらは、異なる畜舎に設置されているが、同じ装置であり、現物は定期メンテナンス中で、部品取替えの必要があるためメーカーがいったん引き上げたとのことであった。相手方発行の預かり証により、品名、品番等を照合し実在を確認した。

## (2) 重要物品に登録される畜種について

県の重要物品の登録基準では、代価 1,000 千円以上のものとなっている。農業大学校畜産学部でも、外部から購入した畜種（牛）で、購入価額 1,000 千円以上のものについては重要物品に登録される。この登録金額基準は県出納局会計課発行の「会計規則等例規集」に従っている。豚については、外部購入の場合であっても代価が 1,000 千円超となることはないため、重要物品に登録された豚はいない。令和 4 年度末で重要物品に登録されていた畜種（牛）3 頭は次のとおり。

重要物品 NO	分類	品名	その他
NO. 18010139	動物類	生産牛（雌）名称 てんか	黒毛和種 繁殖用
NO. 17010100	動物類	生産牛（雌）名称 かつこ	黒毛和種 繁殖用
NO. 18010200	動物類	乳用牛（雌） ゴールデンエモーション	ホルスタイン種 搾乳用

これらについて畜舎を視察したが、NO. 18010139 および NO. 17010100 の飼育状況は良好であった。NO. 18010200 については監査日当日にはすでに廃用処理がなされていたため、飼育されてはいなかった。

- ① 現在我が国では、流通する牛は全個体、独立行政法人家畜改良センターの「牛個体識別情報」に登録が義務付けられており、上記 NO. 18010139、NO. 17010100 の 2 頭についても、(独) 家畜改良センターのホームページ上の登録情報を閲覧し、かつ、黒毛和種の本原登録証とも確認を行った。
- ② NO. 18010200 については、重要物品からの廃用手続きがとられていたため、所定の書類を閲覧し、廃用理由および廃用手続きの適否を検討した。記載内容によると、獣医師の所見書では、令和 5 年 9 月 3 日に分娩したが、難産のため子牛は死産。同月 8 日に分娩舎で起立不能となり、一度加療後軽快に向かったが、翌 9 日再度起立不能となった。以後、加療の効果もなく、屠殺処理とするため、9 月 14 日付けで廃用とあった。出荷先は一般の食肉処理業者であるが、「牛海綿状脳症（通称狂牛病）」対策のため乳用牛の屠殺委託先は指定されている。物品売払収入の金額は 50,000 円であった。財産売払収入調書、調定票、納付書等も確認し、廃用手続き物品売り払い収入の処理も適切になされていた。

## 3. 畜種の普通物品登録について

(1) 肉用牛で一定期間飼育された牛は生産物処理票により、普通物品に登録される。ただし人工授精用の繁殖用精子はすべて肉用牛改良研究所に登録されている種牛を使用するため、畜産学部では繁殖用種牛が飼育されることはない。よって、普通物品に登録される牛は、繁殖用雌牛のみである。登録の基準となる肥育期間は特に定められておらず、また登録頭数は、畜舎での飼育可能な頭数と販売に適した飼育期間の兼ね合いで決定され、飼育頭数が過剰になる場合は販売を検討することとなる。普通物品登録の繁殖用雌牛が販売または廃用に回された場合には、新しい普通物品登録用の繁殖牛を検討する。

畜産学部で繁殖した雌牛以外にも畜産試験場から保管替えて受け入れるケースもある。

- (2) 搾乳用牛についても搾乳用に普通物品登録された個体以外は販売対象となるため肥育期間にかかわらず、普通物品登録は行われない。
- (3) 生産された豚は普通物品登録は行わない。種豚、生産豚に分類された豚以外は概ね6か月（黒毛種は7ヶ月が標準）で家畜市場を通じて食肉加工業者へ販売される。

#### 4. 生産物処理の手続等

- (1) 畜産学部所管の生産物にかかる令和4年度の財産売却収入の概要は次の通り。

##### 令和4年度販売実績

種類・名称等		数量	金額（円）	販売先等
食肉用	肉用牛	29 頭	29,737,948	さつま日置 JA 経済連等
	乳牛	26 頭	3,656,198	(※) H 社
	豚	179 頭	7,972,020	さつま日置 JA 経済連等
加工品	ヨーグルト	2,159 個	275,501	たわわタウン店頭 農大祭参加者
乳製品	牛乳	141,047kg	17,331,720	県酪農業協同組合
合 計			58,973,387	

(※) 県内で乳用牛の処理を請け負う処理業者は H 社しかなく、1 者随意契約となっている。

- (2) 販売方法と生産物出納関係の手続き

畜産学部の生産物販売のうち、肉用牛と豚の一般市場販売は県経済農業協同組合連合会等と、牛乳は県酪農業協同組合と委託契約を結び、適時出荷している。販売価格は、と畜の肉質等の評価で価格が決まり、乳牛については一般市場販売に適さず、廃用の都度食肉処理業者へ引き渡される。肉用牛、豚、乳牛のいずれも、販売単価は運送費、処理費用等を差し引いた額となる。牛乳の加工品であるヨーグルトは、量販店販売実習及び農大祭で現金販売した。現金販売による収納手続きは、農業開発総合センター出納担当者が兼務している。

#### 【意見 4-7】卒業生の農業関係への就職率の増加と県内就職先への定着数の増加について

卒業生の農業関係への就農率の増加と県内就職先への定着数の増加をはかることが望ましい。また、今回、第 12 回全国和牛能力共進会では県立曾於高校が全国首席を獲得した。少なくとも、和牛の飼育技術については、本校より県立農業高校の方が成績が上位であったということになる。畜産学科に限らず、県内農業高校からの研修や農業大学校との交流なども検討してみることが県内からの進学者を増やし、本校の技術の向上にも資する一つの試みになると考える。

## ○生産物販売

学生の活動・取組の周知や県民との意見交換等を目的として、生産物を一般販売している。

## 令和4年度の販売実績

学科等	販売金額（千円）	主な作物
野菜科	11,764	トマト、ピーマン、イチゴ、ナス、メロン他
花き科	2,874	カーネーション、オリエンタルユリ他
茶業科	2,713	荒茶、仕上茶
果樹科	3,259	マンゴー、ぼんかん他
肉用牛科	-	
酪農科	19,758	牛乳、仔牛、ヨーグルト
養豚科	7,972	子豚
農業研修課	396	ひのひかり、コガネセンガン
合計	48,736	

## 1) 校内販売

毎週金曜日に、校内で収穫した農産物等（なす、じゃがいも、白菜、サツマイモ（紅はるか）、カボチャ、さやいんげん、ハーブ苗、シクラメン、ダリア、ゆり、カーネーション、キク、花苗他）を一般県民に販売している。

代金収集は現金販売のみであり、過年度の市場平均価格をもとに税込100円や150円のキリの良い金額で主に販売されている。

入金事務：

- ①販売終了後、販売担当者が「生産物処理票」を作成
- ②販売担当者と総務管理課出納担当者が一緒に販売代金と「生産物処理票」を照合し、「校内販売明細票」を作成後に半券を販売担当者へ交付
- ③出納担当者が「現金収納(払込)票」を作成し、総務管理課長、管理部長の承認を受ける
- ④週明けに銀行窓口で現金を「現金収納(払込)票」と併せて提出、収納後、銀行領収済印が押された同票をファイリング

## 2) 校外販売

たわわタウン、Aコープで販売している。月額販売代金のうち、手数料(10%)を差し引いた金額を収受している。

入金事務：

- ①販売担当者は店舗からの販売内容のFAXを確認後、「生産物処理票」及び「校内販売明細」を作成し、総務管理課出納担当者に提出  
「生産物処理票」は科ごとにエクセルで作成され、総務管理課長、管理部長の承認を受けている
- ②①をもとに総務管理課出納担当者が「校外販売明細書」と「調定票」を作成し、総務管理課長、管理部長の承認を受ける
- ③総務管理課出納担当者が振込額と「調定票」を照合

## 【意見 4-8】販売業務フローの簡素化について

上記業務フローに出てくる帳票類はいずれもエクセル等で作成されており、FAX 資料との照合や校内帳票資料の作成に手作業を必要とする。販売業務フローの効率化・正確性、農政部政策のひとつである環境への配慮（ペーパーレス）の観点から、IT 活用を検討されたい。

なお、本件農産物の産直販売は、生産から販売まで通じたスマート農業学習の一環と捉えて、アプリ開発や IT 活用アイデアを学生から募集することも検討の余地があるものと考え

## 9 化学肥料低減化推進事業

## ○事業目的

土壌診断に基づく化学肥料の使用量の削減に向けて、高速で土壌を診断できる機器や堆肥分析できる機器を整備した。

## ○財源

国 10/10（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（エネルギー・原材料・食料等安定供給対策））

県下地域振興局・支庁に設置する高速土壌養分自動分析装置 8 台を一般競争入札で一括購入した<sup>12</sup>。本件備品取得は 3 月 17 日に議会の承認を得ている<sup>13</sup>。

## 【指摘 4-1】重要物品原票の記載について

本件機器は地域振興局及び支所 8 か所に設置されている。設置部署によって重要物品原票の分類名に相違が生じていた。

所属	重要物品原票分類名
南薩地域振興局(指宿市十二町駐在)	41 農業機械類
北薩地域振興局(さつま町駐在)	80 その他
始良・伊佐地域振興局	
始良・伊佐地域振興局(伊佐市駐在)	
大隅地域振興局	
曾於畑地かんがい農業推進センター	
熊毛支庁	
沖永良部事務所	

<sup>12</sup> 3,000 万円以上の物品購入契約のため WTO 協定案件として取り扱っている

<sup>13</sup> 予定価格が 7,000 万円以上の物品の取得については、議会の議決に付さなければならない（「鹿児島県財産に関する条例」第 2 条(2)）

## 第二編 第五章 農産園芸課

### I 事業概要

農業は本県の基幹産業であり、第一編に述べたとおり、令和3年の農業産出額のうち、耕種部門は、1,580億円であり、特に、さつまいも、そらまめ、さやえんどう（全国1位）、茶（荒茶）、かぼちゃ（全国2位）等は、全国でも重要な作物供給地である<sup>1</sup>。

農産園芸課は、野菜、花き・果樹、米・麦、茶、さとうきび・さつまいも、葉たばこ等の生産、流通、加工に関する業務を通じて、本県農業の振興を推進している。

農産園芸課は次の職務分掌（鹿児島県行政組織規則）により事業を推進している。

V 農産園芸課	職員数
(1)野菜の生産に関すること。 (2)花き花木の生産に関すること。 (3)果樹の生産に関すること。 (4)青果物の価格安定に関すること。 (5)フラワーセンター及びフラワーパークかごしまに関すること。 (6)主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)の施行に関する こと。 (7)米政策の推進に関すること。 (8)米麦の生産及び流通に関すること。 (9)主要農産物の優良な種子の生産及び普及に関すること。 (10)農産物検査法(昭和26年法律第144号)の施行に関すること。 (11)茶の生産、流通及び加工に関すること。 (12)さとうきびの生産に関すること。 (13)さつまいもの生産、流通及び加工に関すること。 (14)葉たばこの生産に関すること。 (15)その他特産作物の生産及び流通に関すること。 (16)果樹農業振興審議会に関すること。	事務職 7(3) 技術職 22 計 29(3)

注：職員数は令和4年5月末現在、（ ）書きは臨時的任用職員で外書き。

<sup>1</sup> 令和3年度作物統計「かごしまの農業2023」P27



## 1 市町村との連携

県内の農業従事者の直接的窓口は市町村や JA であることが多く、国の総合的施策（基本方針・補助金等メニュー等）に基づき、県が県事業計画や県補助金等交付要綱を策定し、市町村は市町村事業計画や市町村補助事業を実施すること等により、国・県・市町村が連携し、農業振興を図っている。

## 2 出資(出捐)団体との連携

1)農産園芸課が所管する出資（出捐）団体は次の3団体である。

団体名	所在地	事業目的	県出資(出資割合)・出捐額(千円)	経常費用額(千円)	正味財産価額(千円)
(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	鹿児島市鴨池新町15(県経済農協連内)	野菜及び果実の安定的な生産出荷の推進、生産農家の経営の安定及び支援、青果物の需要拡大等を図るための事業を推進	出資 25,000(24.3) 出捐 5,500	115,464	1,543,079
(公社)鹿児島県糖業振興協会	鹿児島市鴨池新町10-1(県農産園芸課内)	さとうきび及び甘しゅ糖の生産振興、さとうきびの品質取引の円滑な運営を図ることにより、さとうきびの生産農家の経営向上及び甘しゅ糖業の振興を推進	出資 260,000(28.9)	27,947	719,425
(公社)鹿児島県茶業会議所	鹿児島市南栄3	県内茶業関係者が相互に連携をとりながら、茶の流通の拡大と取引の適正化その他の茶業振興に関する事業を行い、もって鹿児島県茶業の活性化と国民生活に必要な茶の円滑な供給に寄与する	出資 15,000(18.3)	79,911	1,554,363

令和4年度の出資(出捐)団体との主な取引は、下表のとおりである。

団体名	事業	種類	金額(千円)
(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	野菜価格安定対策事業	補助金	43,299
(公社)鹿児島県糖業振興協会	該当なし		
(公社)鹿児島県茶業会議所	「かごしま茶」魅力創出事業	補助金	3,250
	かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業	補助金	993

## 3 農業協同組合等との連携

鹿児島県下には13の農業協同組合(JA)がある。産地育成を行うJAや市町村等に対し県が補助を行う(さとうきび産地活性化事業、かごしま茶産地力向上条件整備事業等)、農産物価格変動の影響を縮小するための資金について、国や県に加えてJAも負担金を拠出する(特定野菜価格安定対策事業等)、県外かく団体の法人会員や理事をJA・県経済連やJA役職員が担う((公社)鹿児島県糖業振興協会、(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会、(公社)鹿児島県茶業会議所等)等、鹿児島県の農産物産地育成のために双方連携している。

## Ⅱ 令和4年度当初予算の状況

【令和4年度農産園芸課所管事業一覧】

(単位：千円)

項	区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
	農業費 農業総務費	職員給与関係費	271,780	272,847	△1,067
1	農業費 農業振興費	米トレーサビリティ推進事業（米穀の適正流通指導推進事業）	135	130	5
2	〃	野菜振興対策事業	142	92	50
3	〃	野菜指定産地生産出荷指導事業	179	128	51
4	〃	かごしま園芸産地総合対策事業	7,288	81,262	△73,974
5	〃	新規需要対応型産地育成緊急対策事業	7,721	7,721	0
6	〃	花き果樹企画調整事業	457	457	0
7	〃	花き果樹生産総合対策事業	1,763	1,827	△64
8	〃	フラワーパークかごしま管理運営事業	223,285	213,910	9,375
9	〃	フラワーパーク維持補修事業	44,367	31,159	13,208
10	〃	さとうきび産地活性化事業	29,745	35,799	△6,054
11	〃	さつまいも産地活性化事業	463	463	0
12	〃	新 サツマイモ基腐病対策推進事業	64,776	0	64,776
13	〃	茶業経営改善対策事業	185	185	0
14	〃	かごしま茶産地力向上条件整備事業	153	153	0
15	〃	新 「かごしま茶」魅力創出事業	21,834	8,900	12,934
16	〃	たばこ産地活性化事業	850	850	0
17	〃	新 葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業	69,790	0	69,790
18	〃	特産作物推進事業	1,027	788	239
19	〃	農業生産総合対策推進事業	376	280	96
20	〃	産地パワーアップ事業	448,567	89,033	359,534
21	〃	フラワーセンター管理運営事業	3,343	3,110	233
22	〃	フラワーセンター庁舎等維持補修事業	306	304	2
23	〃	フラワーセンター優良種苗増殖事業	2,075	2,830	△755
24	〃	フラワーセンター花き展示・研修事業	2,790	3,650	△860
25	農業費 農作物対策費	稲作生産改善対策事業	584	577	7
26	〃	農作物登録検査機関指導・監督等事業	276	217	59
27	〃	種子対策事業	1,705	1,599	106
28	〃	農業者経営所得安定対策推進事業	175,327	147,549	27,778
29	〃	生産性の高い水田農業確率推進事業	10,157	10,240	△83
課計			1,391,446	916,060	475,386

このうち、サツマイモ基腐病対策推進事業、「かごしま茶」魅力創出事業は、新型コロナウイルス臨時交付金を財源としている。

所管事業のうち、以下の事業を抽出し検討した。

事業 No.*	事業名
8	フラワーパークかごしま管理運営事業
9	フラワーパーク維持補修事業
12	サツマイモ基腐病対策推進事業
14	かごしま茶産地力向上条件整備事業
15	「かごしま茶」魅力創出事業
20	産地パワーアップ事業
-	野菜価格安定対策事業
-	茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業

\*【令和4年度農産園芸課所管事業一覧】

注) 野菜価格安定対策事業及び茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業は、補正予算で対応。

野菜価格安定対策事業 予算額 43,300 千円 決算額 43,299 千円

茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業 予算額 292,047 千円 決算額 174,649 千円

### Ⅲ 抽出した事業の検討

#### 1 <No.8>フラワーパークかごしま管理運営事業

##### 1) フラワーパークかごしま概要

開園 : 平成 8 年 5 月  
 場所 : 指宿市山川岡児ヶ水 1611  
 敷地面積 : 約 36.5ha  
 施設 URL : <https://www.fp-k.org/>



出所：フラワーパークかごしま HP

フラワーパークかごしまは、指宿市にある花と緑のテーマパークである。約 36.5ha の敷地には、「花・風・光のシンフォニー」をテーマに約 2,400 種 40 万本の植物を展示し、開聞岳を背景にした花広場や、鹿児島（錦江）湾を一望できる展望回廊、両サイドに壁のないウインドスルーの屋内庭園やヨーロッパ風の西洋庭園などがあり、多くの人々に親しまれている。

しかし、近年の入園者数は減少傾向にある。

##### 【入園者数の推移】

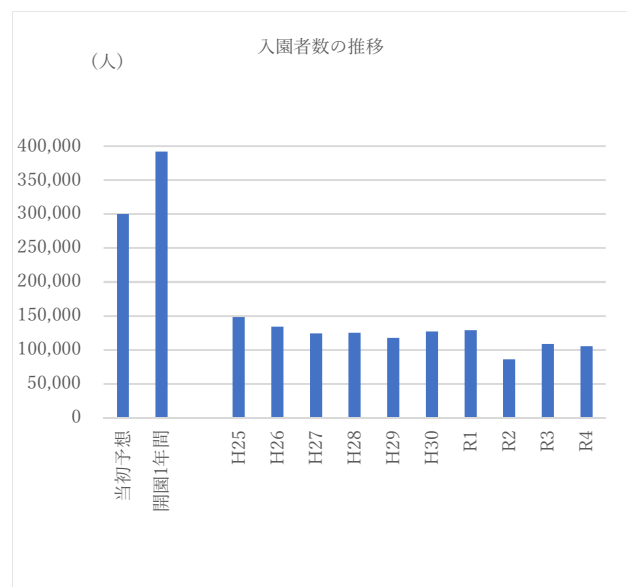
(単位：人)

当初想定	H8/5-H9/5	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
300,000	392,275	147,855	134,068	124,112	125,025	117,886	126,903	128,778	85,985	108,552	105,130

(参考) 令和 4 年度入園者目標 130,000 人

開園当初こそ想定入園者数 30 万人を上回っていたものの、平成 11 年には既に想定入園者数 20 万人、実績 18 万人台に下がっており<sup>2</sup>、直近 10 年間は当初想定入園者数の半分以下で推移している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2～4 年度の入園者数は、当初想定人数の 3 分の 1 程度である 10 万人前後と低迷している。

パーク内のレストランも平成 27 年に業者が撤退し、その後公募を行ったものの応募者が集まらず、現在も閉鎖したままである。



<sup>2</sup> 平成 11 年 3 月 9 日県議会総務警察委員会及び平成 13 年 3 月 14 日同農林水産委員会会議録

## ○事業費概要

事業費 226,213 千円（うち指定管理料 226,205 千円）

財源 宝くじ収入 170,000 千円 一般財源 54,897 千円 農業使用料 1,316 千円

## ○指定管理業務

指定管理先 （公財）鹿児島県地域振興公社（令和3年～7年度）

業務内容 一般管理、入園料の徴収、入園券の交付

施設の維持管理、植物管理、イベント開催、広報宣伝、花き振興

当施設は指定管理者制度を採用しており、農政部の外かく団体である（公財）鹿児島県地域振興公社（以下、「地域振興公社」という。）が指定管理者である。指定管理制度開始以来、地域振興公社が非公募で選定されている。非公募の理由は、鹿児島県公の施設に関する条例第7条より、本園管理業務が一般的な公園管理ではなく、絶滅危惧種の植物管理、花きの振興政策と連動した取組に関するノウハウが求められるためとしている<sup>3</sup>。

指定管理料の推移は下表のとおりであるが、令和3年度及び4年度の協定変更理由は、物価高騰による光熱費等経費増加である。

## 【指定管理料の推移】

(単位：千円)

	R2	R3	R4	5年間債務負担
当初協定	201,389	213,890	223,169	1,069,450
変更後協定	201,389	223,169	226,205	1,115,845

## 【意見 5-1】事業報告書の記載について

①指定管理者との基本協定書に定める事業報告書様式は次のとおりである（基本協定書別記第2号様式）

(1)収支精算書, (2)入園者数調べ, (3)イベントホール等使用状況報告書

(4)園芸相談状況, (5)園芸教室等の開催状況報告書, (6)年間管理状況一覧表

指定管理者は(6)を除き様式どおりの報告書を提出し、所管課の検査も受けている。この点において準拠性には問題はないが、以下の項目につき、更に経営改善や業務モニタリングに役立つ報告内容を検討されたい。

・入園者数については月別・券種別等詳細に報告されているが、前年度人数や目標人数との比較はなされておらず、当年度の分析及び今後の利用者増に係る具体的提案はない。入園料収入額にしても同様である。

・支出項目についても同様であり、過年度推移や予算との比較がなされていない。

・支出項目は大まかな区分別支出額しか記載されておらず（下記 収支精算書様式参照）、支出の分析はなされていない。

<sup>3</sup> 令和2年12月11日県議会産業観光経済委員会会議録

・年間管理状況の報告事項は主にエリア別植物剪定管理状況であり、広報活動（マスメディアの活用状況、旅行代理店や学校に対する広報活動）、地域等との連携状況に関する報告はなされていない。

・指定管理者が県に毎年提出する事業計画では、入園者数増・入園者満足度向上のための様々な活動が計画されている。しかし、実績報告書ではこれらの活動計画に対する実績報告が不十分と考える。

特に、光熱費や物価高騰に伴う補正予算を組んだ本年度においては、当該補正予算の効果を検証するためにも、具体的な使用量や単価の推移程度の情報は必要ではないだろうか。

近年入場者数が低迷する一方で経費は増加し、令和4年度は増額変更後の指定管理料をもって指定管理業務収支は赤字と報告されていることから、今まで以上に指定管理業務のモニタリング強化が必要と考える。

【収支精算書 様式 支出の部】

(単位：千円)

区分	支出額	支出の内容
人件費	80,437	職員及び嘱託職員の人件費
需用費	18,899	備品費・消耗品費・修繕費・図書印刷費・燃料費・光熱水料費・材料費
委託料	23,504	業務の再委託料
植物管理費	74,130	作業員賃金・肥料代・植物代・燃料油脂費・松食い虫防除等
イベント開催費	10,874	季節のイベント・園芸教室・体験教室等
広報宣伝費	11,587	県内外への広報・パンフレット作成等
その他	47,121	臨時職員賃金・臨時職員社会保険料・旅費・通信運搬費・賃借料・保険料・租税公課・会費負担金・手数料・減価償却費・諸謝金・消費税・一般管理費
費用計	266,553	

《追加情報例》

補正予算に見合う支出増（単価上昇）であったか

(5) 園芸教室等開催状況と比較してコスト対効果は妥当であったか

広告媒体別のコスト対効果は妥当であったのか？当年度の評価を基に次年度の広報戦略が練られているか

その他に多数の項目が含まれているが、赤字要因項目はどの支出項目か

② (1) 収支精算書に記載される減価償却費

公の施設の建物は県の所有のため、指定管理者の減価償却費として計上されることはない。備品等の減価償却については、

- ・県の会計で取得しているならば、建物同様指定管理者の減価償却費にはならない
- ・指定管理料を工面して購入しているならば減価償却費計上余地あり

と考えられる。

減価償却費は現金の支出を伴わない計算上の費用であることから、所管課においては、減価償却費計上額が適正であるかの確認が必要と考える（備品取得年度の需用費として既に支出計上されていないか、償却資産の内容、用途、取得価格及び耐用年数の妥当性等）。

【指摘 5-1】実績報告書における収支精算書の記載について

収支精算書における施設等利用料金額とその内訳である月別入園料収入合計額に不整合がみられた。令和2・3年度の記載は問題なく、単純ミスであるが、指定管理業務における施設等利用料収入報告は重要な項目であることから、今後も留意されたい。

【意見 5-2】指定管理者の公募について

前述のとおり、本施設の指定管理者は非公募で指定されている。「鹿児島県公の施設に関する条例」では、指定管理者は公募を原則とし（第4条）、候補要件に見合う候補者が他にいないと考えられる場合等に特例として議会の議決を経て非公募を認めている（第7条）。本件非公募の理由は、本園管理業務が一般的な公園管理ではなく、絶滅危惧種の植物管理、花きの振興政策と連動した取組に関するノウハウが求められるためとしている。

理由については一定程度理解するが、入園料収入低迷の一方で経年や物価高騰に伴い施設維持管理費が増加するなど施設自体の存続が危ぶまれるなか、前例踏襲ではない新たな視点での運営も考えられるべきではないだろうか。公募で新しい視点の事業計画に触れることも、有用と考える。

## 2 <No.9> フラワーパークかごしま維持補修事業

事業費計 56,634 千円 (40,597 千円)

財源 国 45,573 千円 県債 2,000 千円 一般財源 9,061 千円

No.8 フラワーパークかごしま運営管理費とは別に、県が支出している

事業内容

内容	金額(千円)
フラワーホール棟空調設備更新 *1	31,502
非常用照明器具更新	2,290
排煙窓の更新	1,650
受水槽の追塩施設の増設	1,485
養生温室 6 号棟自動開閉装置更新	1,045
その他	2,625
合計	40,597

\*1 フラワーホール棟空調設備更新

電源立地地域対策交付金事業（公共用施設に係る維持補修） 31,502 千円

関連資料を閲覧した結果、検出事項は発見されなかった。



### 3 <No.12> サツマイモ基腐病対策推進事業

#### 1) 事業目的

本県畑作の基幹産物であるさつまいもの生産を阻害する基腐病への対策として、民間育苗業者等への資材等の支援や、ほ場における排水対策支援、対策技術の普及・啓発活動、防除技術の確立により、サツマイモ基腐病対策の基本である基腐病菌をほ場に「持ち込まない」「増やさない」「残さない」対策を総合的に推進する。

#### 2) 事業計画、事業予算及び財源

サツマイモ基腐病は、本県さつまいも耕作面積の7割で発生※(令和3年産)し、収穫量減少により生産農家やでん粉加工業者等の経営を圧迫している。県は、「鹿児島県サツマイモ基腐病対策アクションプログラム」を策定し、この目標値達成に向けて以下の施策を行っている。

※1株でも葉が枯れるなど基腐病の症状が見られたほ場

##### (1) サツマイモ基腐病対策実践事業(農産園芸課:17,757千円)

- ア 民間育苗業者等への健全苗・種いも確保に係る支援
- イ サツマイモ基腐病対策の指導體制の強化

##### (2) サツマイモ基腐病排水等対策事業(農地整備課:440,243千円)

- ア 排水対策及び土層改良等の支援

##### (3) サツマイモ基腐病防除技術の確立(経営技術課:6,200千円)

- ア 「九州200号」の健全種いもの大量増殖技術の開発
- イ 効果的な農薬散布体系の確立
- ウ 発病を軽減する栽培体系の確立
- エ 農家が導入しやすい残渣処理技術の確立・検証
- オ 民間知見の情報収集・共有化・提供
- カ 育苗に係る開発技術の現地指導

このうち農産園芸課が所管する基腐病対策実践事業について、事業実施要領、補助金交付要綱、各地域事業実施計画等を確認した結果、特に指摘事項はなかった。

なお、補助金交付先事業者に対して、①補助金申請時のKPI設定 ②事業実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度KPI達成状況の報告義務が課されていることから、所管課においては令和5年度以降のモニタリング及び改善指導が求められる。

## 4 <No.14>「かごしま茶」魅力創出事業

本県の令和4年度の茶栽培面積は8,250ha、荒茶生産量は26,700トン(全国シェア35%)、令和3年の茶産出額は239億円で全国2位の茶生産県である。加えて、全国茶品評会で受賞するなど、品質も全国トップクラスである。

一方で、①本県産荒茶の7割は県外に出荷 ②全国一の有機栽培茶園面積に対し、仕上茶の有機JAS認証商品が少ないという課題もある。

平成31年3月に策定した『「かごしま茶」未来創造プラン』に基づき、「儲かる茶経営」を実現するため、生産体制の強化や、ニーズに対応した茶づくり等による付加価値の向上、販路拡大に向けた取組を推進している。



(一社)鹿児島県茶生産協会 HP

### 《主な事業》

- ・茶業経営改善対策事業
- ・「かごしま茶」魅力創出事業
- ・「かごしま茶」の新たな販路開拓支援（かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業）
- ・かごしま茶産地力向上条件整備事業

### 「かごしま茶」未来創造プランの概要

**趣旨**

○ 生産者や関係機関・団体が一体となり、本県茶業の強みや潜在力（ポテンシャル）を生かした取組を進め、「儲かる茶経営」を実現するための基本的な方向性を示す指針として策定

**本県茶業のポテンシャル**

1 栽培面積、荒茶生産量ともに全国第2位	6 需要に対応した多様な茶づくりが拡大
2 茶園平坦率、乗用型摘採機利用率日本一	7 全国トップクラスの有機栽培茶面積
3 経営の大規模化・法人化が進展	8 第三者認証取得工場が増加
4 全国に先駆けたIoTやAI技術の導入	9 全国茶品評会「普通煎茶10kgの部」で15年連続産地賞受賞
5 パラエティに富む品種構成	10 欧米を中心に、輸出が拡大

**現状・課題**

**1 かごしま茶の生産構造**

- ◇ 茶産出額は、県の耕種部門で第1位
- ◇ 面積・生産量ともに全国第2位
- ◇ 経営規模の拡大、法人化の進展
- ◇ 荒茶工場の再編・集約の加速化

→ 中長期的戦略策定の推進、戦略に基づく効率生産体制の整備

- ◇ 全国に先駆けたIoTやAI技術の導入
- ◇ 法人への就職による新規就農者の増加
- ◇ 生産者の高齢化等による労働力不足

→ スマート農業の実用化、雇用条件の整備等による担い手確保対策

- ◇ 一番茶から秋冬番茶までの長期間生産
- ◇ ドリンク原料茶の生産拡大
- ◇ 多様な品種構成
- ◇ 需要に対応した多様な茶づくりが拡大

→ ニーズに対応した茶づくり、高品質な茶づくりによる付加価値向上

- ◇ 全国トップクラスの有機栽培茶面積
- ◇ 第三者認証取得工場が増加

→ さらなる安全・安心ニーズへの対応

- ◇ 全国茶品評会で15年連続産地賞受賞
- ◇ 複数部門での上位入賞によるブランド力向上

**2 かごしま茶の流通・消費**

- ◇ 多様な流通形態が進展
- ◇ 全国的なリーフ茶の消費減、緑茶飲料の消費増等による仕上茶率の低下
- ◇ 「かごしま茶」の認知度が低い

→ さらなるPR活動強化と新たな視点での消費喚起

- ◇ 欧米を中心に、輸出が拡大

→ 輸出促進ビジョン、有機茶基本構想に基づく戦略的取組の強化

**「儲かる茶経営」実現に向けた基本方針**

**1 生産者の経営安定**

- ◇ 地域加工拠点づくりなど効率的生産体制の整備
- ◇ 高収益茶種への転換や複合経営による所得確保等、足腰の強い経営体の育成
- ◇ スマート農業の実用化による省力化
- ◇ 法人化による雇用条件や労働環境の整備等担い手確保対策
- ◇ 優良品種への計画的な改植
- ◇ 自然災害対策や収入保険制度加入推進

**2 加工及び流通の高度化**

- ◇ 6次産業化の取組等経営の多角化推進
- ◇ 流通の多様化に対応した販売チャネルの拡大
- ◇ 生産者、茶商による仕上加工の推進

**3 品質・付加価値の向上促進**

- ◇ 栽培・加工技術の研究・普及
- ◇ 多種多様な茶づくり（ドリンク原料茶、抹茶等）の推進
- ◇ 第三者認証（各種GAP、有機JAS）の取得推進やクリーンな茶づくりのさらなる強化
- ◇ 全国茶品評会における複数部門での上位入賞に向けた取組等による品質向上

**4 消費の拡大**

- ◇ 「かごしま茶」の魅力を前面に出したPRや産官学連携による研究活動の強化
- ◇ カテキンなどの機能性を前面に出したPRや産官学連携による研究活動の強化
- ◇ 若年層への新たな視点でのアプローチ及び教育現場との連携による消費喚起
- ◇ 全国茶品評会における複数部門での上位入賞等、かごしま茶のブランド力向上

**5 輸出の促進**

- ◇ 輸出促進ビジョンに基づく輸出相手国に応じた戦略的取組の強化
- ◇ 有機茶基本構想に基づく有機栽培茶、有機抹茶の生産拡大に向けた取組強化
- ◇ 販路開拓に向けた取組強化、需要に対応した茶づくりや流通システムの機能強化
- ◇ 国際規格の第三者認証（各種GAP、ISOなど）、有機JAS認証の取得促進

**6 かごしま茶の文化振興**

- ◇ 手摘み体験など児童生徒が茶と触れ合う機会の拡大
- ◇ 茶の歴史や文化の掘り起こしと活用
- ◇ インバウンド等への茶の歴史や文化等の情報発信によるファンづくり

**推進体制等**

県、市町、農協、地区・市町技連会 → 連携 → 県茶業指導研究会・茶業振興に関する具体的方針の検討等 → 連携 → 茶業会議所、茶生産協会、茶商連、経済連

**目指す姿(2028年度)**

生産者や関係機関・団体が一体となり、「本県茶業の強みや潜在力」を生かした取組が進み、「儲かる茶経営」が実現

- ◆ 夢を持って茶業経営に参画できる環境づくりが進み、多様な担い手が確保
- ◆ IoTやAI技術等の革新的技術が実用化され、省力化や効率化が進展
- ◆ 「かごしま茶」の認知度が向上し、国内外でブランドが確立

**【目標】**

項目	2017年度(過去)	2023年度(中間年)	2028年度(目標)
本県産茶の全国シェア	32%	35%	40%
1戸当たりの栽培面積	4.4ha	5.0ha	5.5ha
荒茶工場の法人化率	38%	45%	50%
有機JAS認証茶園面積	415ha	660ha	900ha
荒茶工場の第三者認証取得割合	64%	80%	95%
全国茶品評会における産地賞受賞	1部門	2部門	2部門
全国茶品評会における入賞茶種	2部門	5部門	8部門
仕上茶総納税額	518総納	560総納	600総納
「かごしま茶産地」の登録店舗数	340店舗	370店舗	400店舗
茶の輸出額 ※	2.7億円	10億円	20億円
有機抹茶の輸出額 ※	—	8億円	16億円
煎茶の輸出額 ※	—	2億円	4億円
お茶とふれあい教室(小学校高学年)受講率	26%	31%	35%

※ 輸出額にかかる目標は、「鹿児島県農林水産物輸出促進ビジョン」及び「かごしま有機茶輸出促進基本構想」と合わせ、目標を2025年度、中間年を2021年度とする。

出所：鹿児島県 HP

## ○事業目的

「かごしま茶」のPRと販路の開拓による需要創出を図るため、県内茶商等及び公益社団法人鹿児島県茶業会議所(以下、「県茶業会議所」という。)に対しPR経費を助成するとともに、新商品開発を促進する。

## ○事業計画、事業予算及び財源

## (1) 営業活動の強化(「かごしま茶」のシェア拡大)対策

[予算: 3,433 千円(補助金及び委託料)]

ア 県外消費地の「かごしま茶」の販売拡大への取組支援

イ 「かごしま茶」コラボ商品の開発

## (2) 「かごしま茶」PR対策[予算: 11,271 千円(補助金・委託料・負担金他)]

事業主体: ア～エ 県茶業会議所(補助金 1/3 以内) オ 県

ア 県外消費地でのかごしま茶屋等の実施(新型コロナウイルス感染症により中止)

イ 県内観光施設等と連携したPR

ウ 県内外販売協力店等との連携によるかごしま茶販売キャンペーン等の開催

エ ライフスタイルに応じた「かごしま茶」の魅力PR

オ 認知度向上・PR事業(首都圏等県外に向けた機内誌・新幹線誌・SNS広告等)

## (3) 「かごしま茶」付加価値向上対策[予算: 7,130 千円(補助金等)]

ア 有機茶の品質向上

イ 機能性表示の推進

ウ 新しい商品提案による消費拡大対策

このうち、(2)「かごしま茶」PR対策について、

補助金: 交付要綱、実施要領、交付決定通知書、支出負担行為票、実績報告書、補助事業確認調書、交付確定通知書、支出命令票等

委託料: 実施要領、仕様書、企画審査委員会会議録、契約書、支出負担行為票、実績報告書、支出命令票等

と照合した結果、指摘事項は発見されなかった。

補助金		(単位: 千円)
実施主体	事業費	補助金
(公社) 県茶業会議所	15,648	3,250

委託料		(単位: 千円)
実施主体	事業内容	委託料
株式会社 1 社	JAL 機内誌、JR 東海道・山陽新幹線広告掲載 SNS 活用広告	5,580

## 5 &lt;No.15&gt;かごしま茶産地力向上条件整備事業

## ○事業目的

一工場当たりの荒茶生産量が拡大する中、低コスト、高品質生産を図るため荒茶加工施設の整備や近年需要が増えている輸出向け茶の品質を維持し、安定的な出荷を図るため集出荷貯蔵施設等の整備を行い、「品質・量ともに日本一の茶産地」の実現を目指す。

## ○事業内容

## (1) 整備事業（財源：国 補助率 1/2 以内）

事業主体：市町村，農業協同組合，農事組合法人，農業者の組織する団体等

- ア 農産物処理加工施設（荒茶加工施設）
- イ 集出荷貯蔵施設（選別，調整及び包装施設）
- ウ 農作物被害防止施設（防霜施設）

## (2) 事務費（財源：県 10/10）

国庫事業にかかる国との連絡調整，各種報告等に係る事務経費

※財源となる主な国庫事業

- ・強い農業づくり総合支援交付金
- ・農産物等輸出拡大施設整備事業
- ・食品産業の輸出向けH A C C P 等対応施設整備事業

本件補助金事業は、国の農産物輸出拡大施設整備事業に基づく事業である。県は、市町村等と国(九州農政局)の間に入り、補助金交付申請者が提出する成果目標の妥当性や交付後の達成状況を評価し、推進指導することが求められている。

令和4年度に交付された補助金は次のとおりである。

実施主体		事業費（税込）	補助金
有限会社1社	農産物処理加工施設 (茶)	132,660 申請時 122,952	55,887

令和3年度からの繰越事業

上記補助金につき、交付要綱、実施要領、交付決定前着手届、交付決定通知書、着工届、概算払請求書(県→九州農政局)、実績報告書、財産管理台帳、支出命令票(県→志布志市)、交付金額確定通知、その他九州農政局及び志布志市との連絡履歴等を閲覧した。

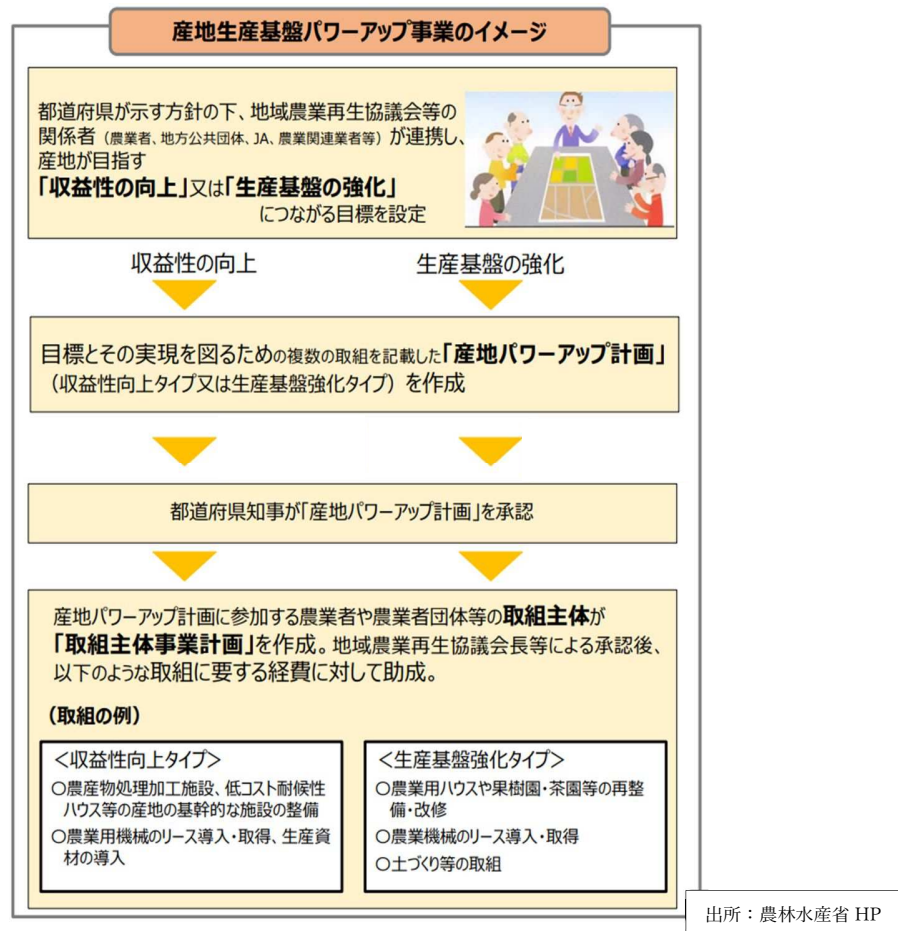
なお、交付決定前着手届には令和4年3月15日工事開始予定 令和4年3月末竣工予定 交付決定前着手理由「年度内には工事を完了する必要がある…」と記載されているが、実際の竣工は令和5年3月であった。この点については、本件事業(国)の要綱に基づいて、繰越承認前に事業を進めるためには必要な手続きであり、本件の令和4年度繰越処理及び着工以降の手続きについては、特記すべき事項は発見されなかった。

## 6 <No.20>産地パワーアップ事業

### ○事業目的

産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある生産者等が高収益作物栽培体系への転換を図るための集出荷貯蔵施設等の整備や機械リース等を支援する

本件事業は国の産地生産基盤パワーアップ事業に基づくものであり、県が承認した「産地パワーアップ計画」に参加する取組主体の取組に要する費用を助成する。



県は本件事業の実施方針及び過年度支援先の評価結果を HP で公表している<sup>4</sup>。

産地パワーアップ計画の成果目標の達成率が 80%未満の地域協議会も公表されており、令和 3 年度は 8 地域協議会が該当している。国の「産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱」において、県には地域協議会が目標を達成できるよう改善指導を行うことが求められている。

<sup>4</sup> 鹿児島県 HP 産地生産基盤パワーアップ事業都道府県実施方針

[https://www.pref.kagoshima.jp/ag06/sangyo-rodo/nogyo/santi-powerup/documents/63591\\_20231127181000-1.pdf](https://www.pref.kagoshima.jp/ag06/sangyo-rodo/nogyo/santi-powerup/documents/63591_20231127181000-1.pdf)

○事業実施内容〔当初予算 448,567 千円 補正後予算 4,130,736 千円 決算額 614,087 千円〕

(1) 整備事業 (財源：国 10/10)

市町村名	取組主体名	対象作物名	事業内容	事業費(千円)	補助金(千円)
日置市	個人農業者	いちご	低コスト耐候性ハウス等	87,780	39,900
中種子町	A	さとうきび	農産物処理加工施設	114,400	62,400
中種子町	A	さとうきび	農産物処理加工施設	307,332	167,190
喜界町	B	さとうきび	農産物処理加工施設	35,750	19,500
伊仙町	C	さとうきび	農産物処理加工施設	232,100	120,562
和泊町	D	ばれいしょ	集出荷貯蔵施設	142,527	64,785
合計				919,889	474,337

(2) 生産支援事業(基金事業) (財源：国 10/10)

市町村名	取組主体名	対象作物名	事業内容	事業費(千円)	補助金(千円)
日置市他 7市町	個人農業者	茶、甘藷、ピーマン、 ばれいしょ	直進アシスト中刈機、 ヒートポンプ、無人ヘ リコプター等 (すべてリース)	309,290	139,715

多額の未執行残額 3,506,982 千円が生じている理由：当事業は、国の補正予算（12 月）で措置されるが、集出荷施設等の整備については事業実施期間に限られるため、県の 3 月補正予算で措置し、翌年度に繰り越して事業を実施しているとのことであった。繰越については、九州農政局より繰越承認を受けている。

## 7 野菜価格安定対策事業

### ○事業目的

市場出荷した野菜価格が著しく低落した場合等に、野菜生産農家に対し価格差補給金等を交付することにより、農家の経営安定を図り、野菜の安定供給に資する。

### ○事業計画、事業予算及び財源

本件事業は生産農家に価格差補給交付金を支給するための資金の造成に対し、積立事業実施団体に補助金を交付するものである。県だけではなく、国や市町村、農協等も含めた団体がこの資金造成を負担している。主な財源は以下の表のとおりである。

主な資金造成財源

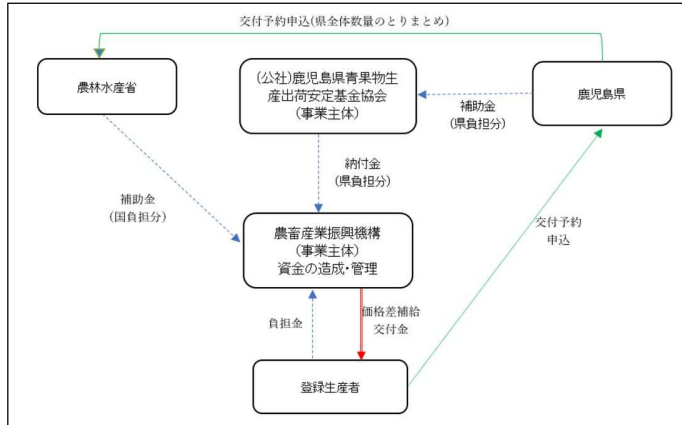
		国	県	生産者	市町村	農協	経済連
国事業	重要野菜*	6.5/10	1.75/10	1.75/10	—	—	—
	一般野菜	6/10	2/10	2/10	—	—	—
県事業	対象野菜	—	3.65/10	2/10	1.3/10	1.4/10	1.65/10

\*重要野菜：キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさい



国の事業<sup>5</sup>である指定野菜価格安定対策事業は、資金造成事業実施主体である(独)農畜産業振興機構（以下、「機構」という。）が都道府県別品目別に必要資金造成額を算定し、県は、必要資金造成額のうち県負担分を、指定資金円滑化事業実施法人である(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会（以下、「基金協会」という。）を通じて拠出する。

指定野菜価格安定対策事業の流れ



○事業実績

(単位：千円)

	事業主体	資金造成	うち補助金	価格差補給 交付金	主な作物
指定野菜	(独)農畜産業振興機構 ※基金協会を通じて資金造成	1,738,196	40,167	71,942	秋冬はくさい 51,134 冬春きゅうり 12,392
特定野菜	(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会		—	3,964	冬春きゅうり 2,042
県単野菜	(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	524,584	2,844	1,088	ごぼう 715
契約野菜	(独)農畜産業振興機構	23,722	287	925	秋冬だいこん 925

このうち指定野菜について、交付要綱、補助金確定通知書、概算払伺書、補助事業確認調書、実績報告書、納付金繰入報告(機構発行)等を確認した結果、特に指摘事項はなかった。

【意見 5-3】県単野菜価格安定対策事業資金の運用について

基金協会は、県単野菜価格安定対策事業資金を定期預金及び債券で運用している。令和4年度基金協会の事業報告書によると、県単野菜価格安定対策事業・特定野菜価格安定対策事業・畑作野菜災害補償推進対策事業の合計事業資金残高733,676千円に対し、33,860千円の評価損が生じている。本件運用債券には満期日が2046年の超長期債(金利0.5%前後)も含まれており、

<sup>5</sup> 野菜価格安定対策費補助金交付等要綱(農林水産事務次官依命通知)  
(独)農畜産業振興機構 HP「指定野菜価格安定対策事業のご案内」  
<https://www.alic.go.jp/content/000083122.pdf>



ゼロ金利解除可能性が高まっている状況下で、今後も債券評価損が拡大する可能性がある。

これらの債券については、①今後20年以上先の満期日まで低金利銘柄を保有し続ける②中途売却により高金利の銘柄に変更等の選択肢が考えられるが、②を選択した場合は、売却時に発生する売却損の交付者負担割合についても留意が必要と考える。

(R4年度末 千円)

種類	交付者	資金帳簿残高	時価	評価損
県単野菜	県・市町村・経済連・農協・ 生産者	523,677		
特定野菜		194,280		
畑作野菜		15,718		
	合計	733,676	699,816	▲33,860

#### ○県単野菜価格安定対策事業補助金の概算払いについて

県は、基金協会の概算払申請に応じて本件補助金2,844千円を概算払いしている。基金協会事業報告書によると、令和4年度価格差補給金支払額907千円及び負担金返還額3,098千円は、令和3年度末資金残高516,791千円の1%未満であった。

本件補助金交付要綱では概算払いの要件について明示していないが、本件補助金が運営費補助ではなく資金造成のための補助であることより、資金造成上の相当の理由（例えば年度中に概算払いをしないと預金残高が不足する等）がない場合に概算払いをする必要性について所管課に質問した。

所管課の回答は、野菜価格安定対策事業は本件県単事業を含め4本の事業から成る。他の3本と合わせて概算払いとすることにより、補助金交付に係る県及び基金協会の事務効率化が可能であることから、事業の円滑な推進の理由より概算払いを認めているとの回答であった。

#### 〈参考〉

県単野菜価格安定対策事業補助金交付要綱

第10条第2項 この要綱に基づき交付される補助金は、概算払をすることができる

鹿児島県補助金等交付規則

第16条第2項 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等の交付決定額の範囲内において、補助金等を概算払又は前金払により交付することがある。(下線監査人)

## 8 茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業

### ○事業目的

国は、施設園芸等燃油価格高騰対策として、燃油が高騰した際に、国と農業者が1対1で積み立てた資金から、燃油の全国平均価格と発動基準価格との差額を補填し、燃油価格の高騰による農家経営への影響を緩和する仕組みを構築している。

県は、茶工場及び施設園芸農家が、セーフティネット構築事業加入時に負担する積立金の一部を緊急的に支援し、制度への加入を促進している。

### ○事業実施内容

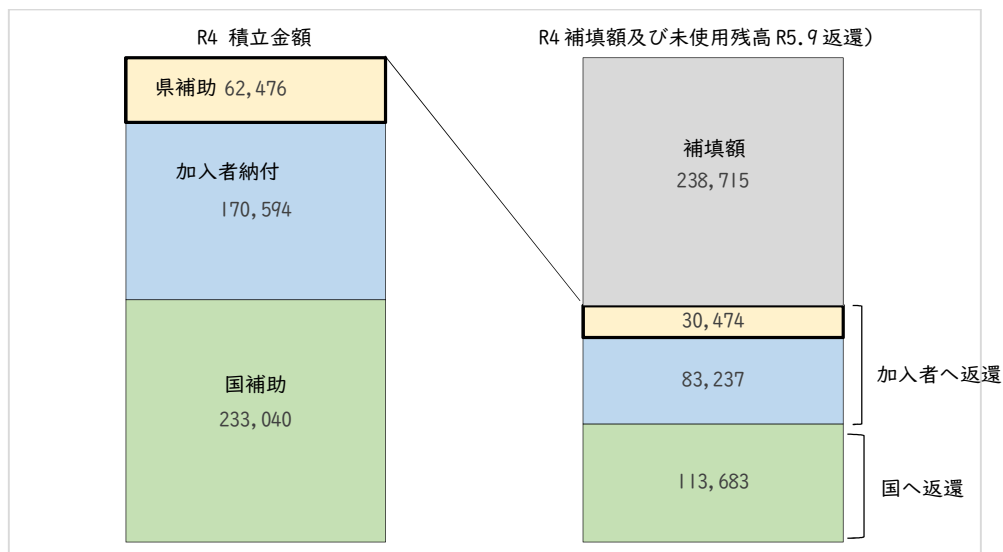
#### (1)茶

南九州市茶業振興会他 18 団体(279 人) 112,173 千円

#### (2)施設園芸

鹿児島県燃油価格高騰緊急対策協議会（以下、「対策協議会」という。） 62,476 千円

施設園芸燃油価格高騰対策事業対象期間(令和4年7月～5年6月)終了後の積立金未使用残高は、国と支援対象者に返還されるが、制度加入者への返還額には県補助金分も含まれている。



### 【意見 5-4】積立額残高返還における県補助金の取扱いについて

未使用残高を加入者に返還する事務は、鹿児島県燃油価格高騰緊急対策協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書第17条「協議会は、加入者と締結した積立契約の期間満了時において、当該加入者の燃料補填積立金に残額がある場合には、当該残額を当該加入者に返還するものとする。」に基づく処理である。

一方で、県補助金分も含めて加入者に返還することにより、結果として、加入者の実質積立経費（積立額(170,594+62,476)－返還額(83,237+30,474)=119,359）の52%(県補助額 62,476÷実質積立経費 119,359)を県が補助したこととなる。

これについて、所管課より「茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業は、燃料高騰により経営に影響を受けている茶工場及び施設園芸農家が、国の施設園芸等セーフティネット構築事業への加入時に負担する積立金の一部を緊急的に支援し、制度への加入を促進することを目的としている。このため、県からの補助金は加入団体の積立金の一部となり、業務方法書第17条のとおり、加入者の燃料補填積立金に残額がある場合、当該残額を（県補助金分も含めて）当該加入者に返還しているところである。（積立金から支出される補填実績とは連動しない）」との回答を受けた。

業務方法書に従った処理との主張は理解するが、単年度精算のもと未使用残高を県に返還しない仕組みは、「本件補助金交付要綱に定めた積立に要する経費の一定割合」以上に加入者を支援することになるのではないだろうか。

- ・積立金未使用残高のうち少なくとも県補助金相当分については、翌年度の積立原資として据え置く
  - ・他の一般的な補助金同様、事業未使用補助金は返還する
- 等、補助金が確実に本件事業に使用される仕組みを検討されたい。

(参考)「施設園芸等燃料価格高騰対策Q & A」農林水産省 HP

Q32 積立契約期間が終了した場合、積立金はどうなりますか。

A32 事業実施期間が終了し積立契約が終了した場合は、県協議会に造成した資金のうち支援対象者の積立分については、積立契約締結時に支援対象者が選択した精算返還もしくは、次年度の積立原資として据え置くかのいずれかになります。